

令和5年度 建設業関係説明会 資料

1	盛土規制法について……………	1
2	電子マニフェストについて……………	4
3	建設リサイクル法について……………	7
4	資源有効利用促進法に関する省令の改正に伴う県要領等の改正について……………	9
5	令和5年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について……………	15
6	業務を円滑に進めるための入札契約制度等の取組について……………	45
7	土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について……………	52
8	施工体制点検等について……………	55
9	優良建設工事等表彰における令和6年度表彰の要件について……………	56
10	工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について……………	61
11	広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について……………	63
12	大規模災害時の協力建設事業者登録制度について……………	67
13	広島県アダプト制度について……………	69
14	入札参加資格（追加申請）の随時受付について……………	71
15	令和5年度建設技術者等雇用助成事業について……………	72

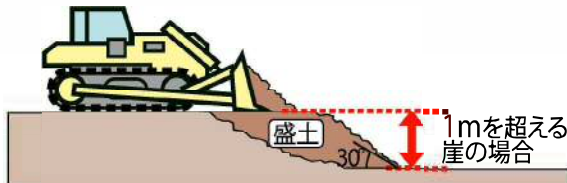
盛土規制法について

盛土規制法が 令和5年5月26日に施行されます

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されます。
- 盛土規制法では盛土や切土、土石の堆積に関する工事が規制区域指定後、規制されます。
- 広島県では、法施行後速やかに規制区域を指定することとしています。
- 上記のほか、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することとなります。

許可対象工事

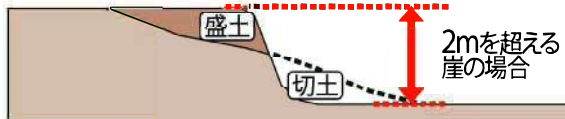
- ① 盛土で**高さが1m超**の崖を生ずるもの



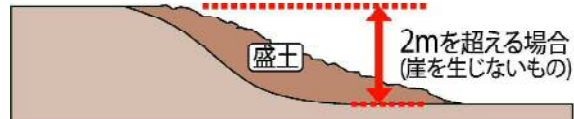
- ② 切土で**高さが2m超**の崖を生ずるもの



- ③ 盛土と切土を同時に行い
高さが2m超の崖を生ずるもの



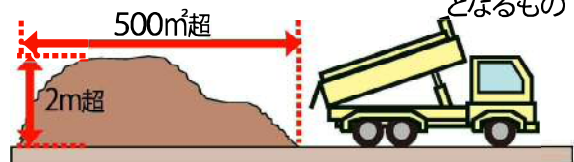
- ④ 盛土で**高さが2m超**となるもの



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の
面積が500㎡超となるもの



- ⑥ 最大時に堆積する
高さが2m超または**面積が500㎡超**となるもの



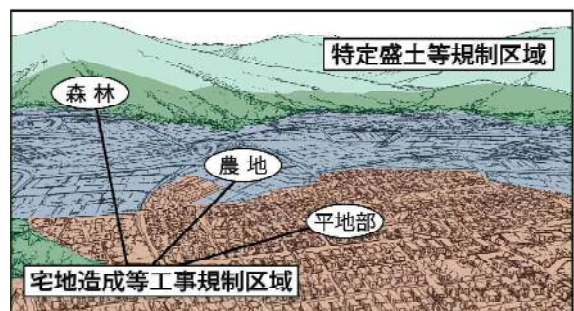
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。(森林や農地を含む)

特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。(斜面地等)



盛土規制法の概要について

令和3年に静岡県熱海市で発生した、大規模な土石流災害や、危険な盛土等に関する法律による規制が十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国において、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、現行の宅地造成等規制法が抜本的に改正されるものです。

1. スキマのない規制

- 都道府県知事等が宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定。
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象に。

2. 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形等に応じて、災害防止のための必要な許可基準を設定。
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、①～③を実施。
①施工状況の定期報告 ②施工中の中間検査 ③工事完了時の完了検査

3. 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化。
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者(当該盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の土地所有者等)に対しても、是正措置等を命令できるものとする。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による懲罰の上限より高い水準に強化。
(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

盛土規制法施行に向けた動き

令和4年度	令和5年度
○ 令和4年5月27日 『宅地造成及び特定盛土等 規制法』の公布	○ 令和5年5月26日 『宅地造成及び特定盛土等 規制法』の施行 ○ 広島県において速やかに 規制区域指定 (広島市・呉市・福山市を除く)

- 令和5年5月26日に盛土規制法が施行された後、広島県において速やかに規制区域を指定する予定です。
規制法に関することについては、国土交通省ホームページでご覧になれます。



QRコード(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000076.html

お問い合わせ

広島県 土木建築局 都市環境整備課 盛土対策グループ
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL: 082-513-4143

【事業者の皆様へ】 宅地造成等規制法改正に伴う事務手続きに関するお願い

- 令和5年5月26日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されます。
- 広島県では盛土規制法の施行にあわせて、速やかに運用開始する予定です。
（政令市、中核市である広島市・呉市・福山市を除く）
- 盛土規制法の運用開始により、土地所有者等に盛土に対する保全義務が生じます。
- 関係法令を含め事務手続き等が変わりますので、ゆとりを持ったご対応をお願いします。
- また、宅地造成や開発等に関する申請手続きについては、盛土規制法施行日（令和5年5月26日）以降は盛土規制法に則したご対応をお願いします。

主な関係法令	主な留意事項
宅地造成等規制法 （新たに盛土規制法として施行）	・盛土規制法の運用開始後は、規制対象や規制区域が拡大されるため、<u>現行の宅地造成等規制法の許可対象外の工事であっても、盛土規制法の許可が必要となる場合があります。</u> ・技術基準が強化されるとともに、中間検査・定期報告等の手続きが必要となります。
都市計画法 （開発許可制度）	・都市計画法が改正され、盛土規制法の技術基準に適合させることが求められます。 ・盛土規制法の許可対象の工事であれば、同法の規定により<u>中間検査・定期報告等の手続きが必要となる場合があります。</u>
森林法 （林地開発許可制度）	・盛土規制法の運用開始後は、規制対象や規制区域が拡大されるため、<u>現行の宅地造成等規制法の許可対象外の工事であっても、盛土規制法の許可が必要となる場合があります。</u>
農地法 （農地転用許可制度）	

お問い合わせ先



広島県 土木建築局 都市環境整備課 盛土対策グループ

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL：082-513-4143

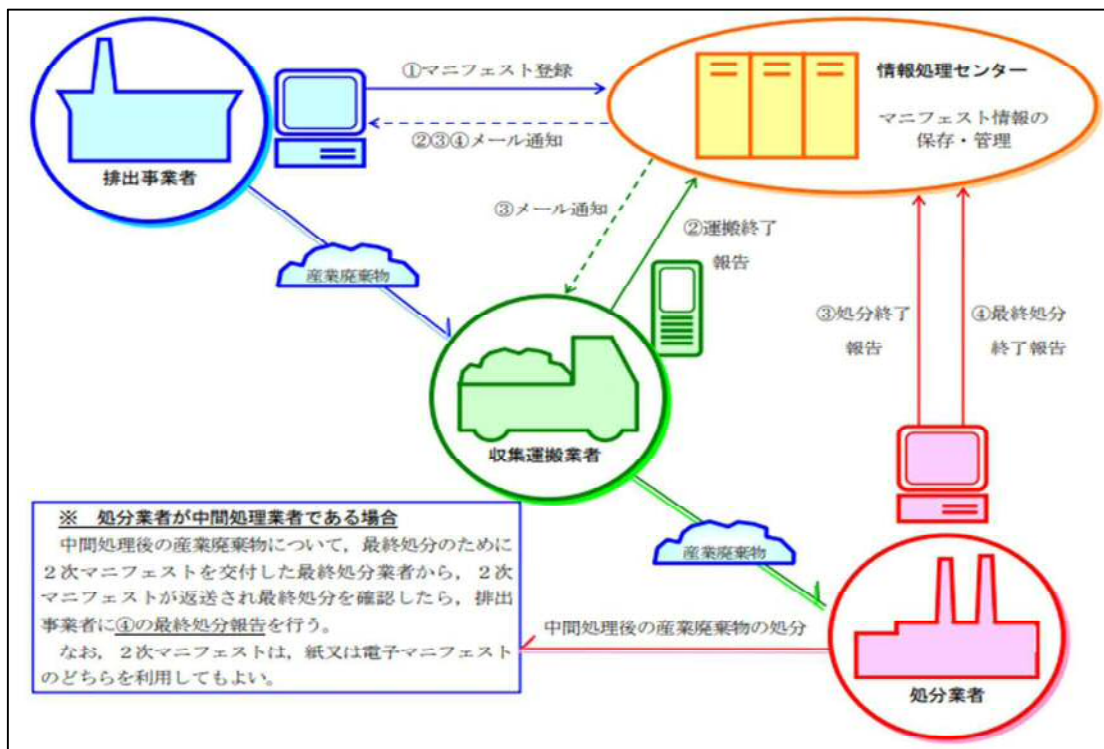
電子マニフェストについて

電子マニフェストについて

広島県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めています。

□ 電子マニフェストのしくみ

電子マニフェストは、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです。



□ 電子マニフェストを使用するメリット

○事務処理の効率化

- ・行政への年次報告（管理票交付等状況報告）が不要
- ・マニフェストの保存・保管スペースが不要
- ・紙のやり取り（発送、郵便受付作業）の省略
- ・テンプレート登録機能等によるマニフェスト作成の簡易化

○法令順守(コンプライアンス)

- ・マニフェストの誤記、記載漏れ、紛失の防止
- ・各種期限を一覧表示機能や通知機能で確実に確認

○透明性の確保

- ・マニフェストの偽造、不正修正の防止
- ・本社・支店において、全国各地の排出事業場のマニフェスト情報を閲覧可能

□電子manifestoの利用条件

- ・インターネットに繋がるパソコン・スマートフォンがあり、JW センターに加入している。

⇒加入申込はJWセンターHPから行います。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/index.html>

※少量排出事業者団体加入制度（C料金）の枠組で加入する場合は広島県資源循環協会で加入申込を行ってください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

- ・排出・収集運搬・処分業者の3者で電子manifestoを利用できる。

⇒委託事業者の加入者情報はあらかじめJWNETのHPにおいて、検索が可能です。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/lsearch/index.html>

⇒優良認定を受けている産廃処理業者は全て電子manifestoに加入しています。県内の優良産廃業者はひろしま産廃ネットで検索可能です。

<http://www.hshigen.or.jp/sagashite.html>

- ・担当者が、システム上でmanifestoの登録や処分報告などの操作を行える。

⇒広島県及び環境省で定期的に電子manifesto活用講習会を実施しています。

（R4年度実績：広島県（計14回）環境省（計26回））

令和5年度も令和4年度と同じ規模で開催予定です。ぜひご参加ください。

【令和4年度広島県講習会開催チラシ】

対面とオンラインで開催、参加費無料
対面受講はCPDS受講証明書が発行されます。

【操作説明コース】 電子manifestoの制度や操作についてご説明します。 プログラム：① 制度説明(60分) ② 操作説明(45分)					
・会場では研修受講、または20名以上の団体によるオンライン受講が可能です。 ・プログラムまたはお申し込みの要領を参照してください。 ・パソコンを扱う要領形式ではありません。 ・会場に併設している、環境省プログラム②の全てを受講された場合に限り、申込時の申請によりCPDSの受講証明書を発行します。オンライン受講はできません。					
開催日時	主な対象者 （参加費の可否を 明記します）	実施会場	定員	申込 締切日	
令和4年9月30日(日) 10:00～11:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 広島県情報プラザ 第1研修室 または ZOOMによるオンライン受講	40名	9/20	
令和4年9月30日(日) 14:00～15:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 広島県情報プラザ 第1研修室 または ZOOMによるオンライン受講	40名	9/20	
令和4年10月18日(木) 14:00～15:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 広島県情報プラザ 第1研修室 または ZOOMによるオンライン受講	40名	10/8	
令和4年12月2日(日) 10:00～11:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 広島県情報プラザ 第1研修室 または ZOOMによるオンライン受講	40名	11/22	
令和4年12月2日(日) 14:00～15:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 広島県情報プラザ 第1研修室 または ZOOMによるオンライン受講	40名	11/22	
令和4年1月26日(木) 14:00～15:45 (研修時間 1:15～)	排出事業者 （※）	広島市 環境文化センター（※）※ 本会場 または ZOOMによるオンライン受講	40名	1/16	
【会場】 （広島市） 広島県情報プラザ 〒730-0052 広島市中区千町 3-7-47 （※）（広島市） 広島県情報プラザ 〒739-0048 東広島市鏡山 3-13-26 （広島市） 広島県文化センター（※）※ 〒720-8519 福山市東坂町 1-2-1 ※駐車場のない会場もありますので、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。					

【操作体験コース】 パソコンを使用してJWNETの操作体験ができる講座です。 プログラム：③ 制度説明(50分) ④ パソコンを使った操作体験(50分)					
・プログラム③の全てを受講された場合に限り、申込時の申請によりCPDSの受講証明書を発行します。オンライン受講はできません。					
開催日時	主な対象者 （参加費の可否を 明記します）	実施会場	定員	申込 締切日	
令和4年9月27日(土) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	広島市 合人社ウェンディビル・まちプラザ マルチメディア実習室	20名	9/17	
令和4年10月20日(土) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	広島市 合人社ウェンディビル・まちプラザ マルチメディア実習室	20名	10/10	
令和4年10月21日(日) 9:40～12:00	排出事業者 （※）	福山市 戸部ビシネス専門学校 C401 教室	7名	10/11	
令和4年10月21日(日) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	福山市 戸部ビシネス専門学校 C401 教室	7名	10/11	
令和4年11月10日(土) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	広島市 合人社ウェンディビル・まちプラザ マルチメディア実習室	20名	10/31	
令和4年11月11日(日) 9:40～12:00	排出事業者 （※）	福山市 戸部ビシネス専門学校 C401 教室	7名	11/1	
令和4年11月11日(日) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	福山市 戸部ビシネス専門学校 C401 教室	7名	11/1	
令和4年1月27日(日) 13:30～15:50	排出事業者 （※）	広島市 合人社ウェンディビル・まちプラザ マルチメディア実習室	20名	1/17	
【会場】 （広島市） 合人社ウェンディビル・まちプラザ 〒730-0036 広島市中区袋町 6-36 （福山市） 戸部ビシネス専門学校 〒720-0052 福山市東坂町 2-3-9 ※駐車場のない会場もありますので、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。					

⇒JWNETのHPにおいて操作マニュアル・操作ビデオが掲載されています。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/index.html>

□電子manifestoの利用料金(税込)

(排出事業者)

区分	A料金	B料金	C料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件～91件	90件以下

(処分事業者)

区分	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能	
		A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (1件につき)	—	11円	(90件まで無料) 91件から22円
目安となる 年間登録件数	—	1,381件以上	1,380件以下

【C料金について】

排出事業者が20以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、**廉価な年間基本料**で電子manifestoを利用できる制度です。

【少量排出事業者団体加入支援事業について】

（一社）広島県資源循環協会（事業受託者）が利用代表者となりますので、申込者自らが20以上の**排出事業者を集めること**や**利用者代表の設定を**する必要なく、少量排出事業者団体加入制度を利用できます。詳しくは広島県HPを御確認下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>



(収集運搬業者)

区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	13,200円

□ 電子Manifestのアクセスイメージ

電子Manifestのアクセスは、WEB 上で行えるため、基本的にはパソコン又はスマートフォンとインターネット環境があれば、利用することが可能

出典：JWNET の HP

【参考URL】

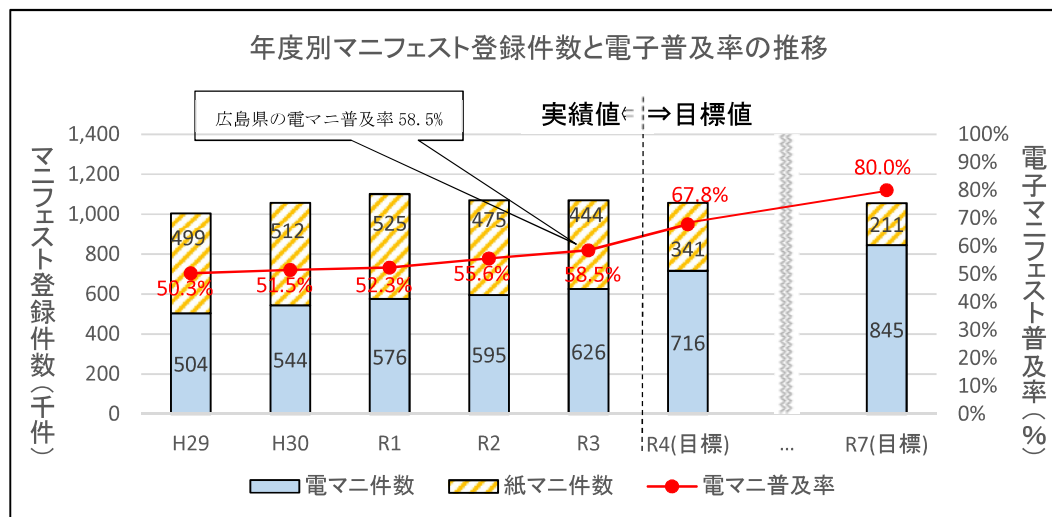
- JWNETホームページ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- JWNET操作マニュアル・操作ビデオ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>
- 事例1 住宅建設業における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case1.html>
- 事例3 総合建設業(ASP利用)における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case3.html>

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

□ 電子Manifestの普及状況

広島県では電子Manifestの普及を進めています。その普及率は58.5%(令和3年度)にとどまっています。



□ 電子Manifestの普及拡大

県では、電子Manifest普及率80%(令和7年度)を目標とし、電子Manifest活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進しています。

【お問合せ先】 広島県 産業廃棄物対策課 TEL 082-513-2963

建設リサイクル法について

建設リサイクル法について

1 経緯

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。

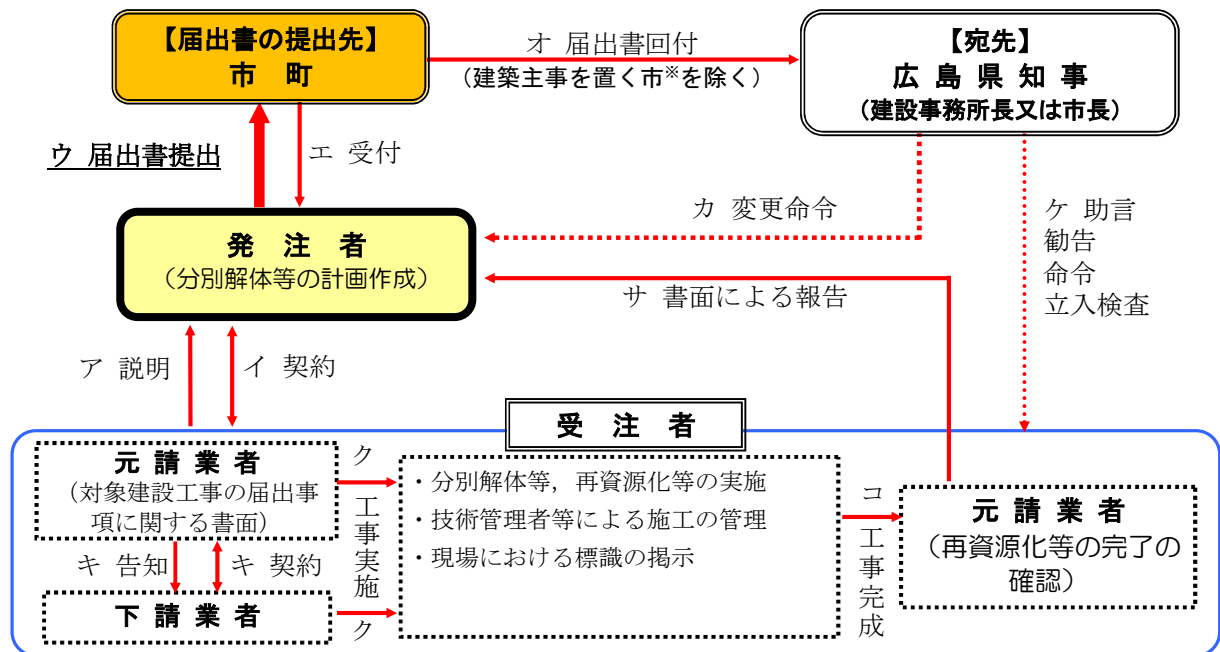
2 特定建設資材

①コンクリート（コンクリート及び鉄から成る建設資材を含む） ②木材 ③アスファルトコンクリート

3 対象建設工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体工事	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負金額 1億円以上（税込）
建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上（税込）

4 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出の流れ（フロー図）



※建築主事を置く市：広島市，呉市，三原市，尾道市，福山市，東広島市，廿日市市及び三次市の一部

5 届出書の宛先（ただし、届出書の提出先は各市町）

工事の種類	工事場所	三次市	左記以外の市町
建築物の解体	広島市，廿日市市，呉市，三原市 尾道市，福山市，東広島市	建設事務所長 (小規模住宅等*に限り三次市長)	建設事務所長
建築物の解体以外 (新築・増築・修繕・模様替 その他の工作物工事等)	特定行政庁の長 (上記の市長)	建設事務所長	建設事務所長

※ 建築基準法第6条第1項第4号に掲げる戸建て住宅等の建築物（その建築物に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）

6 届出様式の一部変更

平成 28 年 6 月 1 日以降、広島県独自に、石綿・フロン等の事前調査及び事前措置の状況を詳細に記載する様式を定めて使用しておりましたが、令和 3 年の省令様式改正により、石綿等に関する記載欄が追加されたため、令和 3 年 4 月 1 日以降は、省令様式を使用する扱いとしております。

また、届出書・委任状等への押印を不要としております。

詳しくは、広島県HP（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>）
をご確認ください。

対象建設工事の施主の皆様へ

令和3年4月1日から

「建設リサイクル法に係る対象建設工事の届出」の様式の一部が新しくなりました

省令様式に、石綿・フロン等の事前調査及び事前措置の状況などについて記載する欄が追加されたため、省令様式を使用する扱いとしております。

【様式への記載例】（赤字が省令様式による変更があった箇所です）

[illegible]

様式に関するお問合せ先（各建設事務所の建築課と技術企画課）は、次のとおりです。

西部建設事務所：(082) 250-8158、東部建設事務所：(084) 921-1311、北部建設事務所：(0824) 63-5181、技術企画課：(082) 513-3853

↓広島県ホームページでも変更の内容を確認できます↓

(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>)

資源有効利用促進法に関する省令の改正に伴う
県要領等の改正について

資源有効利用促進法に関する省令の改正に伴う県要領等の改正について

1 趣旨

盛土による災害の防止に向け、建設工事から発生する土の搬出先を明確にするなどの取組を推進するため、資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）に関する省令※が改正され、ストックヤード運営事業者登録制度が創設された。これらに伴い、「建設副産物適正処理実施要領」及び「再生資源利用促進実施要領」等（以下、「県要領等」という）を改正した。

※建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）

※建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（平成三年建設省令第二十号）

2 省令の改正等の概要

(1) 資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）に関する省令の改正（別紙1参照）

- ・建設発生土の搬出に関する関係法令の手続きの確認 （新設）
- ・建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 （新設）

(2) スtockヤード運営事業者登録制度の創設 （新設）（別紙2参照）

3 「県要領等」の改正

上記の省令改正が令和5年5月26日から適用されることを受け、「県要領等」を改正した。

(1) 「建設副産物適正処理実施要領」の改正

- ・受注者が、建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることや、関連法令の手続き状況を確認し（発注者は手続き状況を説明）、確認結果票を作成することを明文化
- ・受注者が、運搬業者に対し確認結果を通知することを明文化
- ・受注者が、建設発生土を搬出したときは、搬出先に受領書の交付を求め、確認を行うことを明文化
- ・受注者が、確認結果票を現場掲示し、確認結果票及び受領書を工事完了後から5年間保存することを明文化

(2) 「再生資源利用促進実施要領」の改正

- ・受注者が、建設発生土を受け入れた場合は、搬入元に受領書を交付することを明文化

(3) その他

- ・「県要領等」の改正に合わせ、土木工事共通仕様書や建設工事に係る特記仕様書を改定する。

4 今後の予定

令和6年6月から、受注者が建設発生土を搬出した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられる。それに伴い、別途、「県要領等」を改正する予定。

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）（公布：R5.3.3／施行：R5.5.26（（5）2）はR6.6.1施行）【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（1）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（2）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

（3）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画（確認結果票※²を含む（以下、同じ））を作成し、**発注者へ提出、説明**のうえ**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。
 - ①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**
 - ②発注者等が行った**土壌汚染対策法等の状況等の確認**（発注者等は元請企業に状況等を説明）
- ・また、作成した**計画を運送事業者へ通知**することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（4）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存**※³することとなっています。

2）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、**搬入元に受領書を交付**することとなっています。

（5）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

1）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存※³し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

2）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は**建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは**、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面**※⁴を作成し、**保存**※³することとなっており、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様となっています。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



不動産・建設経済局 建設業課（Tel: 03-5253-8111）

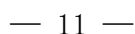
（令和5年3月版）

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html



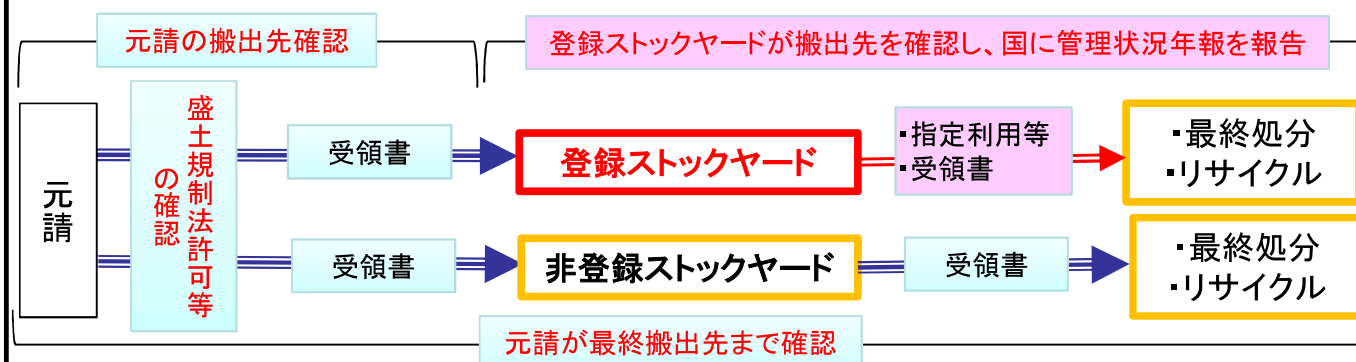
ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

○登録制度（R5.5.26受付開始）

○元請の最終搬出先確認義務（R6.6.1施行）



○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれます。なお、営利・非営利の別は問いません。

○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
 - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 等

○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】※令和5年3月末公開予定
「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課（TEL: 03-5253-8111）

再生資源利用促進計画書・実施書について

再生資源利用促進計画書・実施書について

広島県では、請負代金額100万円以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出することとしています。

また、再生資源利用促進計画を作成した工事は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出することとしています。

計画書・実施書作成時の留意点

計画書・実施書の作成時に、コードの選択ミスが散見されています。

事業者の皆様におかれましては、計画書・実施書の作成時に次の点にご留意いただきますようお願いいたします（詳細は別紙参照）。

1 「施工条件の内容」欄

広島県では、前頁の「建設発生土の処分及び処理土の利用について」のとおり、公共工事等への流用が困難な場合には、公の関与する埋立地又は建設発生土処分先一覧表に掲載された施設へ搬出することとしており、これは「指定処分A」に該当します。

工事の特記仕様書等において、これらの施設への搬出を指定されている場合は、

「**A 指定処分（発注時に指定されたもの）**」を選択してください。

なお、県発注工事では「B 指定処分」や「自由処分」は、原則使用していません。

2 「搬出先の種類コード」欄

建設発生土処分先一覧表に掲載された施設には、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、建設発生土受入地（一時堆積）の3種類があります。

それぞれの施設に応じて、次のとおり選択してください。

- ◆ 建設発生土リサイクルプラントへ搬出する場合、

「**4. 土質改良プラント**」

- ◆ 建設発生土受入地へ搬出する場合、事業者を受入地の建設目的を確認し、

①農地転用など、再利用を目的とした受入地の場合

「**2. 他の工事現場（内陸）**」

②建設発生土処分場の建設など、最終処分を目的とした受入地の場合

「**10. 土捨場・残土処分場**」

- ◆ 建設発生土受入地（一時堆積）へ搬出する場合、

「**5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）**」

- ◆ 公の関与する埋立地へ搬出する場合、

「**2. 他の工事現場（内陸）**」 または 「**3. 他の工事現場（海面）**」

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)		
		現場内利用		減量		搬出先名称		区分	施工条件の内容 コード*12	搬出先住所		④現場外搬出量 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量 小数点第三位まで					
		用途 コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量 法 コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。			住所コード *4	運搬距離 *13			⑤再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)				
特定建設副産物	コンクリート塊	0.000	トン															
	建設発生木材A (注:ボードなど木製材料が廃棄物となつたもの)	0.000	トン															
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン															
	その他がれき類	0.000	トン															
	建設発生木材B (立木、薪割材などが廃棄物となつたもの)	0.000	トン															
	建設汚泥	0.000	トン															
	金属くず	0.000	トン															
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン															
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン															
	廃石膏ボード	0.000	トン															
建設廃棄物	紙くず	0.000	トン															
	アスベスト (飛散性)	0.000	トン															
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン															
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン															
	第一種建設発生土	2,300,000	地山m ³	4.その他	0.000	地山m ³	地山m ³											
	第二種建設発生土	3,200,000	地山m ³	4.その他	0.000	地山m ³	地山m ³											
	第三種建設発生土	0.000	地山m ³			地山m ³	地山m ³											
	第四種建設発生土	0.000	地山m ³			地山m ³	地山m ³											
	資源土以外の土	0.000	地山m ³			地山m ³	地山m ³											
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³			地山m ³	地山m ³											
合 計	5,500,000	地山m ³			0.000	0.000												

建設発生土リサイクルプラントへ搬出
⇒ 4. 土質改良プラント

建設発生土受入地へ搬出
⇒ 10. 土捨て場・残土処分場 または
2. 他の工事現場 (内陸)
※事業者事前に確認すること

建設発生土受入地 (一時堆積) へ搬出
⇒ 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)

公の関与する埋立地
⇒ 2. 他の工事現場 (内陸) または
3. 他の工事現場 (海面)

「A指定処分」を
選択してください。

コード*10

1.路盤材 2.裏込材

3.埋戻し材 4.その他

コード*11

1.焼却 2.脱水

3.天日乾燥 4.その他

コード*12

施工条件について

1.A指定処分

2.B指定処分 (発注時に指定されたもの)

3.自由処分

コード*13

【建設廃棄物の場合】

1.売却

2.他の工事現場

3.広域認定制度による処理

4.中間処理施設 (アスファルト合材プラント)

5.中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)

6.中間処理施設 (サーマルリサイクル)

7.中間処理施設 (単独焼却)

【建設発生土の場合】

1.売却

2.他の工事現場 (内陸)

3.他の工事現場 (海面)

4.土質改良プラント

5.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある場合)

6.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合)

7.掘削場・砂利採取地等復旧事業

8.廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)

9.廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)

10.土捨て場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

令和5年度の建設工事等に係る
入札・契約制度の改正について

令和5年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 **予定価格の事後公表の拡大**【令和5年6月～】 (P17)
建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。
- 2 **週休2日モデル工事等の改正**【令和5年6月～】 (P18)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 3 **快適トイレモデル工事の改正**【令和5年6月～】 (P20)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 4 **ICT活用工事の拡大**【令和5年6月～】 (P21)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の取組を拡大する。
- 5 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和5年6月～】 (P24)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の一層の推進を図る。
- 6 **低入札価格調査制度の強化**【令和5年度上半期中を目標】 (P30)
入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。
- 7 **工事成績条件付き一般競争入札の改正**【令和5年6月～】 (P31)
広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付き一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。
- 8 **優良建設工事等表彰制度の改正**【令和5年6月～】 (P32)
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、優良建設工事等の表彰制度を改正し、適切な運用を図る。
- 9 **災害復旧工事等における損害発生時の受注者負担軽減**【令和5年4月～】 (P33)
災害発生時の受注者負担を軽減し、受注しやすい環境を整えるため、災害復旧工事等について、不可抗力による損害が発生した場合の受注者負担を求めないこととする。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

10 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和5年6月～】 (P34)

総合評価落札方式の評価項目等について、総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

B I M／C I Mの活用に係る改正

11 **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大**【令和5年6月～】 (P38)

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、C I M推進モデル業務及びC I M活用工事を拡大する。

12 **B I M推進モデル業務の試行**【令和5年6月～】 (P39)

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、新築工事の設計業務において、B I M推進モデル業務の試行を開始する。

入札参加資格認定等に係る改正

13 **令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額等** (P40)

令和5年度及び令和6年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。

14 **令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の認定** (P43)

令和5年度及び令和6年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定を行う。

1 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争のより一層の促進を図る。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事	<u>1.0億円以上</u>	<u>・土木一式工事</u>
2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事	1.5億円以上	・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事
5億円以上	・上記以外	2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事
		5億円以上	・上記以外

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

2 週休2日モデル工事等について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1)「週休2日モデル工事」

ア 請負対象設計金額1千万円以上の工事は、原則、発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

また、請負対象設計金額1千万円未満の工事は、受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

なお、緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く。

(対象部局：農林水産局，土木建築局(営繕課を除く)，商工労働局，上下水道部)

イ 営繕課発注のすべての工事（現場施工可能期間が短い等の現場閉所が困難な工事を除く）は、原則、発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

(2)「週休2日交替制モデル工事」

「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事は、技術者や技能労働者ごとに週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を受注者希望型で実施する。

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，上下水道部)

※農林水産局については、令和5年度から「週休2日モデル工事」の発注者指定型及び「週休2日交替制モデル工事」を導入。

※土木建築局（営繕課）については、令和5年度から「週休2日交替制モデル工事」を導入。

3 今後の予定

次年度以降、「週休2日モデル工事」の発注者指定型において4週8休以上を実施できなかった場合は、工事成績評価の減点を行うことを検討する。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

【参考】

	週休2日モデル工事	週休2日交替制モデル工事
週休2日の考え方	対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数のこと）以上の現場閉所を行ったと認められること。 ▶ 現場閉所が困難な工事は、週休2日交替制モデル工事として実施する。 ▶ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいづれの現地作業も実施していない状態のこと。	対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率 ^{※1} が28分の8の水準）以上の休日を確保したと認められること。 ※1 休日率（%）＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間 ^{※2} は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業する期間 ※2 土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載の後片付け日数以上を確保すること	

「週休2日モデル工事」の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
機械経費（賃料）1.01	機械経費（賃料）1.03	機械経費（賃料）1.04
共通仮設費 1.02	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.04
現場管理費 1.03	現場管理費 1.04	現場管理費 1.06

営繕工事については、労務費の補正のみを行う。

「週休2日交替制モデル工事」の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
現場管理費 1.01	現場管理費 1.02	現場管理費 1.03

営繕工事については、労務費の補正のみを行う。

3 快適トイレモデル工事について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

2 内容

「快適トイレモデル工事」の発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額1千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、原則、発注者指定型として実施する。

なお、発注者指定型を除く工事（災害復旧工事を除く）は、原則、受注者希望型として実施する。

※農林水産局については、令和5年度から発注者指定型を導入。

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，上下水道部）

【参考】

【参考】快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ケ サニタリーボックス コ 鏡付きの洗面台 サ 便座除菌シート等の衛生用品
	(3) 推奨する仕様，付属品
	シ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

4 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

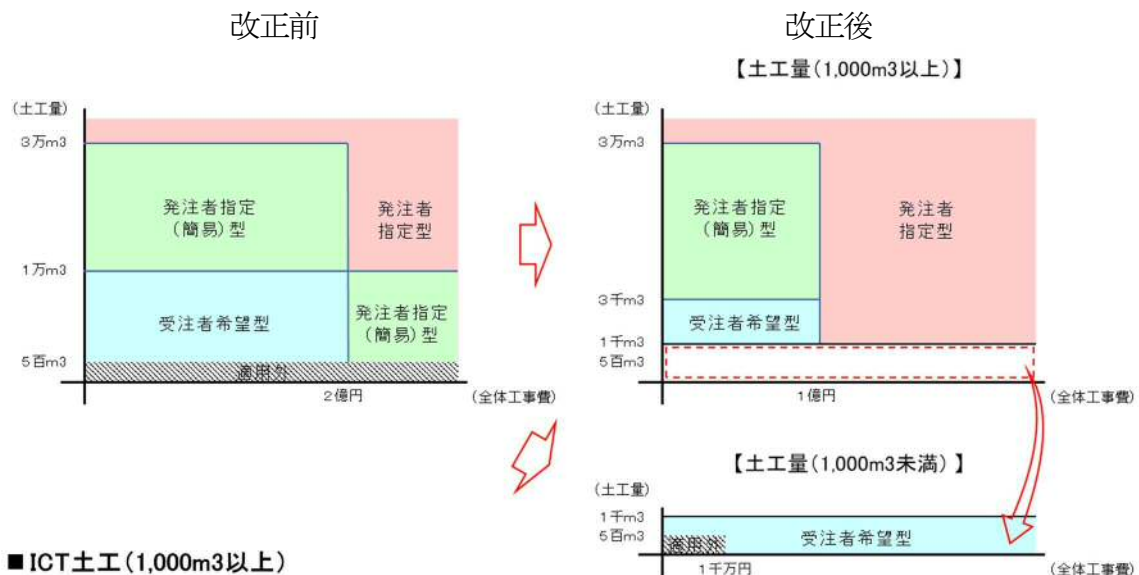
(1) 対象工事の拡大

土工、舗装工、河川浚渫及び舗装工（修繕工）は、発注者指定型及び発注者指定（簡易）型の対象工事を拡大し（次の図を参考に発注型式を選定）、施工規模に応じてICTを活用する。また、CIMモデルの業務成果があるものは原則発注者指定型で工事発注する。

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、部分的にICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

ア 土工



■ICT土工(1,000m³以上)

次の施工プロセスの**全ての段階でICT活用**を必須

- ☒ ①3次元起工測量
 ☒ ②3次元設計データ作成
 ☒ ③ICT建設機械による施工
 ☒ ④3次元出来形管理等の施工管理
 (面管理を標準)
 ☒ ⑤3次元データの納品

■ICT土工(1,000m³未満)

次の**②から⑤の段階でICT活用**を必須(①の段階は任意)

- ☐ ①3次元起工測量
 ☒ ②3次元設計データ作成
 ☒ ③ICT建設機械による施工
 ☒ ④3次元出来形管理等の施工管理
 (断面管理を標準)
 ☒ ⑤3次元データの納品

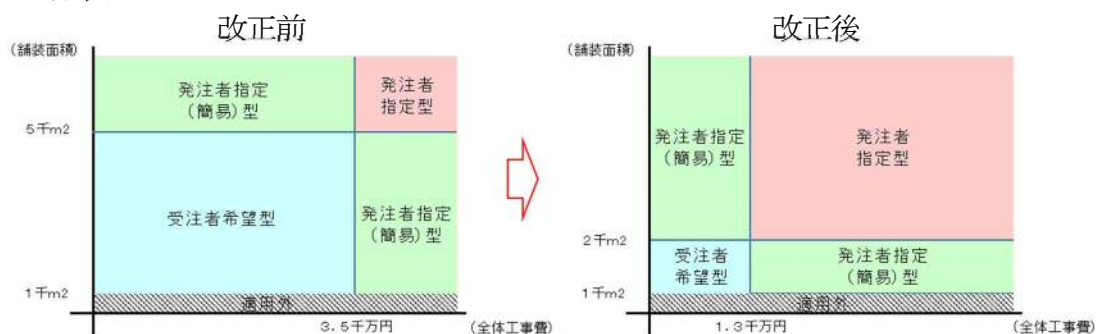
☒ 必須※

☐ 任意

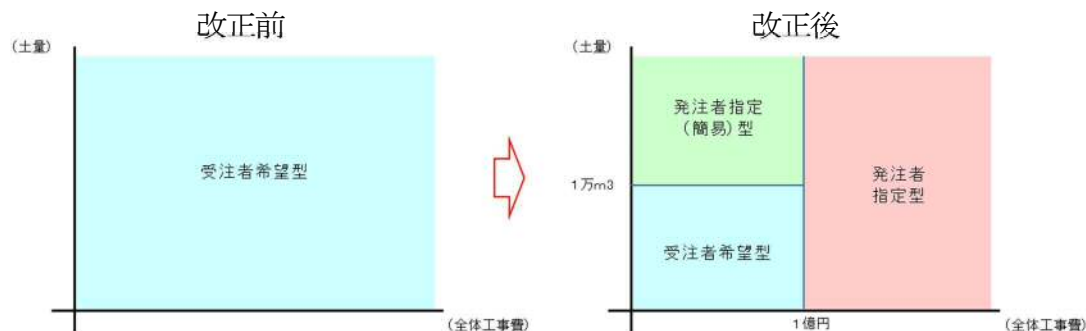
※簡易型ICT活用工事の場合は、土工量に関わらず①及び③の段階を任意とする。

図 発注イメージ (その1)

イ 舗装工



ウ 河川浚渫



エ 舗装工 (修繕工)

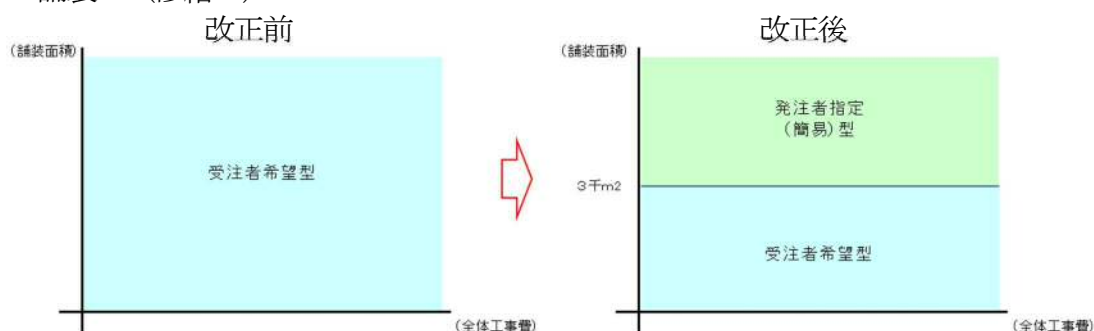


図 発注イメージ (その2)

(2) 適用工種の拡大

次のとおり、適用工種を拡大する。

改正前	改正後
適用工種	適用工種
土工 (500m3以上)	土工 (すべての施工規模)
舗装工	舗装工
河川浚渫	河川浚渫
作業土工 (床掘)	作業土工 (床掘)
付帯構造物設置工	付帯構造物設置工
法面工	法面工
地盤改良工	地盤改良工
舗装工 (修繕工) (切削オーバーレイ工)	舗装工 (修繕工) (切削オーバーレイ工, 路面切削工)
構造物工 (橋脚・橋台)	構造物工 (橋脚・橋台, 橋梁上部, 基礎工, 擁壁工)

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局 (営繕課を除く), 商工労働局)

農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ＩＣＴ活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 適用工種の拡大

土工、ほ場整備工に加え、「舗装工」の試行を開始する。

改正前		改正後
適用工種		適用工種
土工（1,000m ³ 以上） ほ場整備工（1.0ha以上）	⇒	土工（1,000m ³ 以上） ほ場整備工（1.0ha以上） <u>舗装工（3,000m²以上）</u>

3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和5年8月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

5 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 技術提案「実施方針」の追加

請負対象設計金額3億円以上の「技術評価1型」について、「実施方針」を評価項目として設定し、工事箇所の周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえた施工上の留意事項の記述を求め、評価する。

(2) 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の施工経験」の追加

建設現場の生産性向上を目指しICT活用工事の普及拡大を図るため、過去2年間に完成した公共発注機関が発注したICT活用工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験がある配置予定技術者を加点評価する。

当該工事をICT活用工事が発注する工事を評価対象として設定するものとし、実績として評価する工事は当該工事と同じ業種で発注されたICT活用工事又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT 工事を含む）とする。

令和5年6月1日以降に公告する工事		
ICT 活用工事の施工経験	主任（監理）技術者として ICT 活用工事の施工経験あり	2.0 点
	主任（監理）技術者として簡易型 ICT 活用工事（中国 Light ICT 工事を含む）の施工経験あり	1.0 点
	現場代理人として ICT 活用工事又は簡易型 ICT 活用工事（中国 Light ICT 工事を含む）の施工経験あり	0.5 点
	施工経験なし	0.0 点

3 評価方法の改正点

(1) 技術提案「品質に関する課題」及び「施工に関する課題」の評価方法の変更

当該工事箇所の諸条件（周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性）を踏まえた提案の理由について、記述を求める。

また、実施方針を評価項目として設定した場合において、実施方針を踏まえた内容となっていない場合は技術提案の評価点を減ずる。

(2) 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加

技能労働者の確保・育成に向け、全ての登録基幹技能者を対象とし、登録基幹技能者を当該現場に配置する場合に加点評価する。

基幹技能者の所属は元請、下請にかかわらず、配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とする。

(3) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価基準の変更

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額1億円以上の全ての型式について、建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、次の基準を達成する者を加点点評価する。

指 標	基 準
就業履歴蓄積率	25%

就業履歴蓄積率：カードリーダーを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数／工事現場へ入場した技能者の延べ人数

対 象 期 間：工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）まで

令和5年6月1日以降に公告する工事		
建設キャリアアップシステムの活用	就業履歴蓄積率が25%以上	1.0点
	建設キャリアアップシステムを活用するが就業履歴蓄積率が25%未満	0.5点
	活用しない	0.0点

(4) 地域貢献の実績「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」の評価対象期間の変更

令和5・6年度建設工事入札参加者名簿の作成に伴い、災害復旧工事等の受注実績の評価対象期間を変更する。

公告日	評価対象期間
令和3年6月1日から 令和5年5月31日	平成28年11月1日から令和2年10月31日
令和5年6月1日から 令和7年5月31日	平成30年11月1日から令和4年10月31日

※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外。

(5) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更及び配置予定技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

令和4年度に引き続き、評価対象期間を延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

公告日	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成29年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (5年)

配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで (3年)	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年)

4 その他

技術提案に係る実施方針の記載の条件

技術提案に係る実施方針について、次のとおり記述の条件を設定する。

- ①文字の大きさ：9ポイント以上
- ②文字数：400字以内（図表等の文字数は含めない）
- ③枚数：A4用紙 1枚以内（図表等の参考資料も含む）
- ④図表等：文字の大きさは問わないが、読み取り可能な大きさ

5 施行期日

令和5年6月1日以降に公告する工事から実施する。

3（5）については、令和5年4月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課は2（1），2（2），3（1），3（4）を除く），
商工労働局，上下水道部（3（4）を除く）

【参考】

令和6年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）

- 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」及び配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」の評価対象期間の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）について、技術力をより適切に評価するため、評価対象期間を変更する。

◆企業の施工能力

型 式	評価対象期間
全ての型式	過去 <u>3</u> 年間の工事成績3件の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）

◆配置予定技術者の能力

型 式	評価対象期間
全ての型式	過去 <u>6</u> 年間の工事成績3件の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～13.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去3年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は〈選択〉	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上（選択） ※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0～40.0	28.0～37.0	28.0～43.0	33.0～47.0	39.0～62.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR5.4.1からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0
① 過去 5 年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去 6 年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0～12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0
① 過去 1 年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去 1 年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去 5 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去 5 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去 1 年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0～41.0
配 点(換算値)	50 点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は **R5.4.1** からとする。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R5.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
(1) 技術提案		6.0	12.0
① 性能・機能の向上に関する課題			6.0
② 社会的要請への対応に関する課題		6.0	6.0
(2) 企業の施工能力	7.0～8.0	7.0～8.0	7.0～8.0
① 過去 15 年間の同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
② 過去 5 年間の工事成績 3 件の平均点	3.0	3.0	3.0
③ 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
(3) 配置予定技術者の能力	7.0～8.0	6.0～7.0	6.0～7.0
① 若手・女性技術者の配置	2.0		
② 過去 15 年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	3.0	3.0	3.0
③ 過去 3 年間の継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0
④ 主任（監理）技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
⑤ 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(4) 地域の精通性	3.0～4.0	3.0～4.0	3.0～4.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	2.0	2.0
② 過去 10 年間の地域内における同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
③ 広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(5) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であったものは調査基準価格以上の応札者と同様に加点。（選択）※5 億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去 1 年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	17.0～25.0	22.0～30.0	28.0～36.0
配 点（換算値）	40 点換算	50 点換算	60 点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5.4.1 からとする。

下線部は変更箇所

6 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」の実現に向け、入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。

2 調査基準価格に係る改正

入札参加者の入札金額により調査基準価格が変動する仕組みを導入する。

(1) 調査基準価格の算出方法

調査基準価格＝入札金額の平均額×補正係数

(2) 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（広島県電子入札実施要領に基づく電子入札の対象案件に限る）

(3) 導入時期

令和5年度上半期中を目途に導入予定

(対象部局：全部局)

7 工事成績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。

2 改正内容

建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績について、72点以上を73点以上に改正する。

なお、この平均工事成績点は、次年度以降も段階的に引き上げることを検討する。

3 対象工事

広島県発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局，土木建築局)

8 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」や「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

2 変更内容

(1) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者及び優秀な技術者を適切に表彰するため、次の工事の業種の基準点数を変更する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	建築一式工事	84 点	85 点

(2) 特別表彰の選考基準の変更

適切な工期及び履行期間を確保しつつ優秀な技術者を評価するため、優秀技術者の特別表彰の選考基準を変更する。

	変更前	変更後
優秀技術者の特別表彰の選考基準	同一業種又は分野において、優秀技術者表彰を3年連続で受け、その翌年度に選考対象となった者	選考対象者のうち、同一業種又は分野において、前年度から過去4年の間に3回優秀技術者表彰を受けた者

3 要件項目（変更無し）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における4週8休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2 点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術者の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

※ 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）。

4 施行期日

令和5年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和6年度表彰から適用する。

（対象部局：全部局）

9 災害復旧工事等における損害発生時の受注者負担軽減について

1 趣旨

災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、災害発生時の受注者負担を軽減し、災害復旧工事等を受注しやすい環境を整えるため、災害復旧工事等について、不可抗力による損害が発生した場合の受注者負担を求めないこととする。

2 内容

次のとおり、損害発生時の受注者負担を見直す。

(1) 建設工事

変更前	変更後
不可抗力による損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担	(災害復旧に関する工事以外の工事) 同左
	(災害復旧に関する工事) 発注者が損害合計額を負担

(対象部局：全部局)

(2) 地域維持事業に係る業務

変更前	変更後
不可抗力による損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担	(災害応急対策に係らない部分) 同左
	(発注者の指示により実施する災害応急対策) 発注者が損害合計額を負担

(対象部局：土木建築局)

3 施行期日

令和5年4月1日以降に契約する工事及び業務から実施する。

(対象工事等については、特記仕様書等で明示)

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 対象業務

原則として、請負対象設計金額 1,500 万円以上の次の業務を対象に適用し、型式は業務内容に応じて選定する。

土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務（災害復旧事業に伴う業務及び単純な業務は除く）
測量	航空レーザ測量、空中写真測量又は画像解析等業務
地質調査業務	解析を伴う業務（ボーリング調査のみの解析は除く）

3 評価項目の改正

企業の能力「C I Mモデル業務の実績」の追加

過去2年間においてC I Mモデル業務を実施している場合、加點評価する。

判断基準	配点
2件以上	2点
1件	1点

4 評価対象期間の変更

（1）配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更《継続》

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応により、成績評定対象外の業務が多かったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成29年4月1日から指名通知した日の前日まで（ <u>6</u> 年）

（2）配置予定管理（担当）技術者の能力企業の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更《継続》

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（ <u>3</u> 年）

5 施行期日

令和5年6月1日以降に指名する業務から実施する。

4については、令和5年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

【参考】

令和6年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
○配置予定技術者の能力「C I Mモデル業務の実績」の追加 配置予定技術者の評価項目においてC I Mモデル業務の実績を評価する。

総合評価落札方式の評価項目改正案（R5. 6～）

評 価 項 目	型式					
	技術評価型		実績評価 1 型		実績評価 2 型	
(1) 企業の能力	(11)		(7) ～ (10)		(9)	
過去 1 0 年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※ ³			
過去 3 年間の同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点※ ⁴	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			◎(1)※ ³		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去 2 年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当※ ⁴	(1)		(1)		(1)	
過去 2 年間の C I M モデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)		(23)		(17)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去 1 0 年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去 6 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点※ ⁴	(6)		(6)		(5)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※ ¹	(4)	(4)※ ²	(4)	(4)※ ²
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去 5 年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(－1)		(－1)		(－1)	
過去 1 年間の指名除外措置の有無	(－1)		(－1)		(－1)	
技 術 評 価 点	(55)		(38) ～ (41)		(35)	
価 格 評 価 点	(40)		(40)		(40)	
評 価 値（技術評価点＋価格評価点）	95		78 ～ 81		75	

※1 合計点の上限値は 2 点とする。

※2 合計点の上限値は 4 点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5. 4. 1 からとする。

下線部は変更箇所

建築関係建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

企業の能力「過去5年間の業務成績3件の平均点」の追加

業務成績平均点を、次の計算式で換算した点により評価する。

$$(3.0 \times (\text{平均点} - 65) / 20)$$

※対象業務は広島県発注の当該業務に限るものとする。

※3件に満たない場合は残りの件数すべてを65点とする。

3 評価対象期間の変更

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更《継続》

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年）

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名する業務から実施する。

3については、令和5年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課））

総合評価落札方式【建築設計業務】の評価項目改正案（R5.6～）

		実績評価型	技術評価 1 型
(1) 企業の能力		13.0	13.0
① 過去 10 年間の同種・同規模設計業務の実績		6.0	6.0
② 地域内における過去 10 年間の同種設計業務の実績		3.0	3.0
③ 過去 5 年間の県発注同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点		3.0	3.0
④ 過去 2 年間に建築関係での優良建設コンサルタントの表彰に該当		1.0	1.0
(2) 配置予定管理技術者		13.0	11.0
① 管理技術者の保有する専門資格		2.0	2.0
② 若手・女性技術者の配置		2.0	
③ 過去 3 年間の継続教育（CPD）の取組み		3.0	3.0
④ 過去 10 年間の管理技術者の同種業務の実績		6.0	6.0
(3) 配置予定担当技術者		6.0～8.0	6.0～8.0
〔総合〕	① 〔総合〕保有する資格	2.0	2.0
	② 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況 （建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績）	2.0	2.0
〔構造〕	③ 〔構造〕保有する資格	1.0	1.0
	④ 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況 （建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績）	1.0	1.0
〔設備〕	⑤ 〔設備〕保有する資格＜選択＞	◎1.0	◎1.0
	⑥ 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況（建築 CPD 運営会議及び 建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度における学習実績）	◎1.0	◎1.0
(4) 社会的要請・貢献		2.0	2.0
① 賠償責任保険加入状況		1.0	1.0
② 広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況		1.0	1.0
(5) 指名除外の状況		-1.0	-1.0
① 過去 1 年間における指名除外措置の有無		-1.0	-1.0
(6) 技術提案			0.0～15.0
① 性能・機能の向上に関する課題			0.0～15.0
合 計		34.0～36.0	47.0～49.0

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5.4.1 からとする。

下線部は変更箇所

11 C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大について

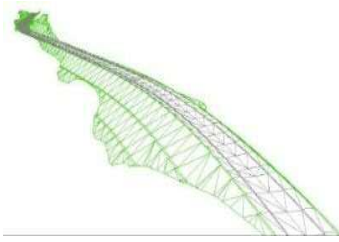
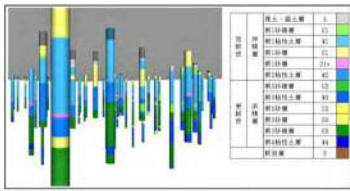
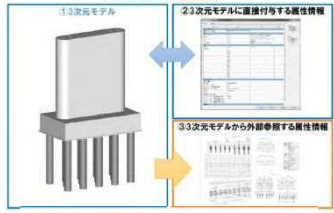
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「C I M推進モデル業務」及び「C I M活用工事」の拡大に取り組む。

2 内容

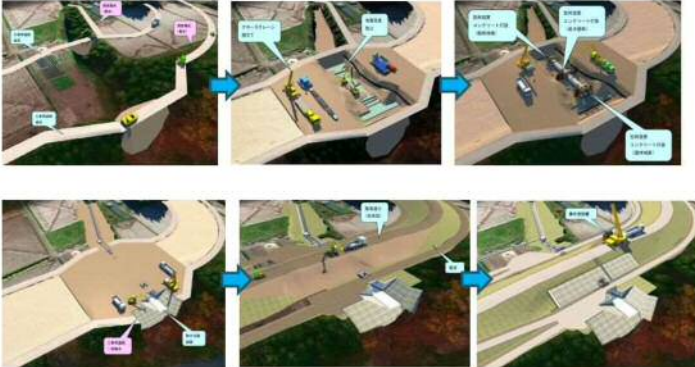
(1) C I M推進モデル業務

- ・「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね1,000m³以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注する。
- ・「C I M活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額2千万円以上の業務を『発注者指定型』上記以外を『受注者希望型』で発注し、設計業務件数の3割の実施を目指す。

C I M推進モデル業務	
① 土工の3次元設計 ・施工段階のI C T活用工事を利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務 ・I C T活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成  サーフェスモデルの例	② C I M活用業務 ・C I Mを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なC I Mモデルの作成、C I Mモデルを活用した検討等を実施する業務 ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの  地質・土質モデルの例  構造物モデルの例

(2) C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、『発注者指定型』で発注する。

C I Mの活用事例	
C I M活用工事（施工計画の検討事例） ・仮設備の配置や施工手順、工事の進捗状況等をC I Mモデルを活用し視覚化することで、計画の策定、関係者間での情報の共有を行い、事業推進の効率化・高度化を図る ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの	
	

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

12 B I M推進モデル業務の試行について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、B I M推進モデル業務の試行を開始する。

2 内容

B I M (Building Information Modelling) 推進モデル業務

建設産業の生産性向上の実現に向け、設計段階において3次元モデルを導入し、業務の効率化を図る。

まずは、延床面積が概ね2,000 m²以上の新築工事の設計業務について、年数件程度、3次元データ（基本設計レベル）の提出を求める。

B I Mとは

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものである。B I Mの活用により、業務量や時間・コスト・様々なリスクなどの低減・平準化などの生産性向上が期待できる。

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する業務から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課））

13 令和5・6年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和5・6年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,821 者 (9,955 者)	7,660 者 (7,775 者)
	認定者実数	2,804 者 (2,843 者)	2,182 者 (2,226 者)
	認定業種	全 3 2 業種	

※（ ）内の数字は、令和3・4年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）
配点等：別表の通り

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,320 以上 (1,290 以上)	1120 以上 (1,125 以上)	930 以上 (940 以上)	1,015 以上 (1,020 以上)	1,035 以上 (1,060 以上)	840 以上	935 以上	920 以上
B	915 以上 (885 以上)	850 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	925 以上 (940 以上)	755 以上	915 以上		
B	755 以上 (770 以上)	790 以上 (800 以上)	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・（ ）内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和5年6月1日から、令和7年度以降の資格認定日まで。

別表

令和５・６年度の評価項目（主観数値）

現行（令和３・４年度）		改正後（令和５・６年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
技術者の継続学習の状況		—	—
土木施工CPDS学習単位数	2～20点		
建築CPD学習時間数	2～20点		
造園CPD学習単位数	2～20点		
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証又はISO14005の取得	7点	エコアクション21の認証	3点
		ISO14005の取得	3点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
—	—	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）

建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正について

建設工事に係る格付別標準発注金額表を次のとおり改正し、令和５年６月１日以降に指名又は公告する工事から適用する。

土木一式工事以外の業種については、変更しない。

※ 建設工事指名業者等選定要綱別表第４から６に掲げる土木一式工事の格付別標準発注金額表（一）の改正

	改正前	改正後																																							
別表第 4	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th colspan="2">格付け</th></tr><tr><td>2 億円以上</td><td>A</td><td></td></tr><tr><td>1 億円以上 2 億円未満</td><td>A (駒)</td><td></td></tr><tr><td>5, 000 万円以上 1 億円未満</td><td>A (駒)</td><td>B</td></tr><tr><td>1, 000 万円以上 5, 000 万円未満</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>1, 000 万円未満</td><td>C</td><td>D</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け		2 億円以上	A		1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C	1, 000 万円未満	C	D	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th colspan="2">格付け</th></tr><tr><td>2 億円以上</td><td>A</td><td></td></tr><tr><td>1 億円以上 2 億円未満</td><td>A (駒)</td><td></td></tr><tr><td>5, 000 万円以上 1 億円未満</td><td>A (駒)</td><td>B</td></tr><tr><td><u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u></td><td><u>B</u></td><td><u>C</u></td></tr><tr><td><u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u></td><td><u>C</u></td><td></td></tr><tr><td>1, 000 万円未満</td><td>C</td><td>D</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け		2 億円以上	A		1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	<u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u>	<u>C</u>		1, 000 万円未満	C	D
	請負対象設計金額	格付け																																							
	2 億円以上	A																																							
	1 億円以上 2 億円未満	A (駒)																																							
	5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B																																						
	1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C																																						
	1, 000 万円未満	C	D																																						
請負対象設計金額	格付け																																								
2 億円以上	A																																								
1 億円以上 2 億円未満	A (駒)																																								
5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B																																							
<u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	<u>C</u>																																							
<u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u>	<u>C</u>																																								
1, 000 万円未満	C	D																																							
別表第 5	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</td><td>B</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満	B	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td><u>1 億円以上, 2 億円未満</u></td><td><u>B</u></td></tr></table> 【参考】 一般競争入札事務要綱（事後審査型）別記 1（元請施工実績件数 4 件以上かつ平均工事成績点 8.2 点以上 等）に該当する格付け B の者	請負対象設計金額	格付け	<u>1 億円以上, 2 億円未満</u>	<u>B</u>																															
	請負対象設計金額	格付け																																							
1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満	B																																								
請負対象設計金額	格付け																																								
<u>1 億円以上, 2 億円未満</u>	<u>B</u>																																								
別表第 6	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>5000 万円以上, 8, 000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td><u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u></td><td><u>B</u></td></tr><tr><td>5000 万円以上, 8, 000 万円未満</td><td>C</td></tr></table> (注) 格付け「B」のうち平均工事成績点が 8.0 点以上の者 格付け「C」のうち平均工事成績点が 7.8 点以上の者 ・総合評価落札方式により実施する工事に限る（別表 7 に定める工事を除く。）。	請負対象設計金額	格付け	<u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																													
	請負対象設計金額	格付け																																							
5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																																								
請負対象設計金額	格付け																																								
<u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>																																								
5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																																								

14 令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定について

令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分			全 体 数	うち県内業者
認定数	資格数	延分野数	1,669 者 (1,709 者)	605 者 (654 者)
		延部門数	8,667 者 (8,798 者)	3,292 者 (3,573 者)
	認定者実数		743 者 (762 者)	304 者 (335 者)
	業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、令和3・4年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
配点：従前どおり
- その他数値(加点要素)
配点等：別表の通り。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230 点以上 (200 点以上)	170 点以上	160 点以上	185 点以上 (175 点以上)	205 点以上
B	130 点以上	100 点以上	85 点以上 (90 点以上)	110 点以上	120 点以上 (130 点以上)
C	130 点未満	100 点未満	85 点未満 (90 点未満)	110 点未満	120 点未満 (130 点未満)

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和5年6月1日から、令和7年度以降の資格認定日まで。

令和 5 ・ 6 年度の評価項目（主観数値）

現行（令和 3 ・ 4 年度）		改正後（令和 5 ・ 6 年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
業務の施工実績		業務の施工実績	
県発注業務の業務成績数値		県発注業務の業務成績数値	
優良建設コンサルタント表彰	5 点～20 点	優良建設コンサルタント表彰	5 点～20 点
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
建設系 C P D 学習単位数 ※ 1	2 ～10 点	建設系 C P D 学習単位数 ※ 1	2 ～10 点
測量系 C P D 学習時間数 ※ 2	2 ～10 点	測量系 C P D 学習時間数 ※ 2	2 ～10 点
建築系 C P D 学習単位数 ※ 3	2 ～10 点	建築系 C P D 学習単位数 ※ 3	2 ～10 点
品質等の確保		品質等の確保	
I S O 9001 の取得	5 点	I S O 9001 の取得	5 点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定 ※	5 点	消防団協力事業所の認定 ※	5 点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録 ※	5 点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録 ※	5 点
障害者の雇用 ※	5 点	障害者の雇用 ※	5 点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5 点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2 点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5 点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3 点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5 点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5 点
指名除外等の状況（△減点評価）	△ 4 点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△ 4 点 （×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

業務を円滑に進めるための
入札契約制度等の取組みについて

災害復旧工事等に伴う検査の取扱いについて（お知らせ）

令和 5 年 3 月 29 日
広島県土木建築局

災害復旧工事等の検査については、「平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う監督・検査等の取扱いについて（平成 30 年 10 月 22 日）」及び「災害復旧工事等に伴う検査及び工事成績評定の取扱いについて（令和 2 年 4 月 1 日）」によりお知らせしているところですが、中間検査を省略する請負代金額を「5,000 万円未満」から「3,500 万円未満」に変更し、次のとおり取り扱うこととしました。

1 内容

災害復旧工事等で、請負代金額 3,500 万円未満の工事については、中間検査を省略することとし、1 億円以上の工事については、中間検査の回数を 2 回から 1 回に省略します。

また、低入札価格調査対象工事については、通常工事を含む全ての工事において、中間検査の回数は増やさないこととします。

なお、これらの取扱いの対象となる工事については、特記仕様書に明示します。

2 適用

令和 5 年 4 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。ただし、特記仕様書において、「請負代金額が 5,000 万円未満の工事については、中間検査を省略する」と明示している工事は対象外とします。

災害復旧工事等^{※1}に係る成績評定及び中間検査の取扱い (R05. 04. 01～)

請負代金額	成績評定の取扱い			中間検査の回数			低入札工事の 中間検査の取扱い	
	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})	通常工事	災害復旧工事等
500 万円未満	対象外	対象外	対象外	0 回	0 回	0 回	回数 は 増やさない	
500 万円以上 ～1, 000 万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	0 回	0 回	0 回		
1, 000 万円以上 ～3, 500 万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	1 回	0 回	0 回		
3, 500 万円以上 ～1 億円未満	対象	対象	対象外	1 回	1 回	0 回		
1 億円以上	対象	対象	対象外	2 回	1 回	0 回		
工期が一年を超える工事で 当該年度の年割額 1 億円以上	対象	対象	対象外	2 回 (当該年度で)	1 回 (当該年度で)	0 回		

※1 災害復旧工事 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業 (改良復旧事業含む) 及び災害関連緊急事業) 又は災害に関連する維持修繕工事 (河川浚渫等)

※2 災害発生直後に被災箇所等で緊急対応した随意契約の工事

※3 受注者が、契約後速やかに当該工事の評定を希望した場合は評定の対象とする。

変更契約により、請負代金額が 3, 500 万円以上になった場合は、評定の対象外とする。

主任技術者等の兼務制限の緩和について（延長）

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため適用している、主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和措置を延長する。

2 内容

主任技術者		現場代理人	
請負金額 (税込)	兼務制限	請負金額 (税込)	兼務制限
8,000 万円	兼務不可 ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※2)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000 万円	同左
	3件以内 ○同一市町内(※1)で密接な関係(※2)があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る ※監理技術者の場合は兼務不可 ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※2)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り 5 件以内		
4,000 万円 (8,000 万円)	5件以内 ○同一市町内(※1)の工事(※3)に限る ※災害復旧工事を除く(※4) (※5)	4,000 万円 (8,000 万円)	5件以内 ○同一市町内(※1)の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※4) (※5)
500 万円 (1,500 万円)	兼務制限なし		

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

※1 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。

※5 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

3 適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに指名・公告を行った工事

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

（対象部局：全部局）

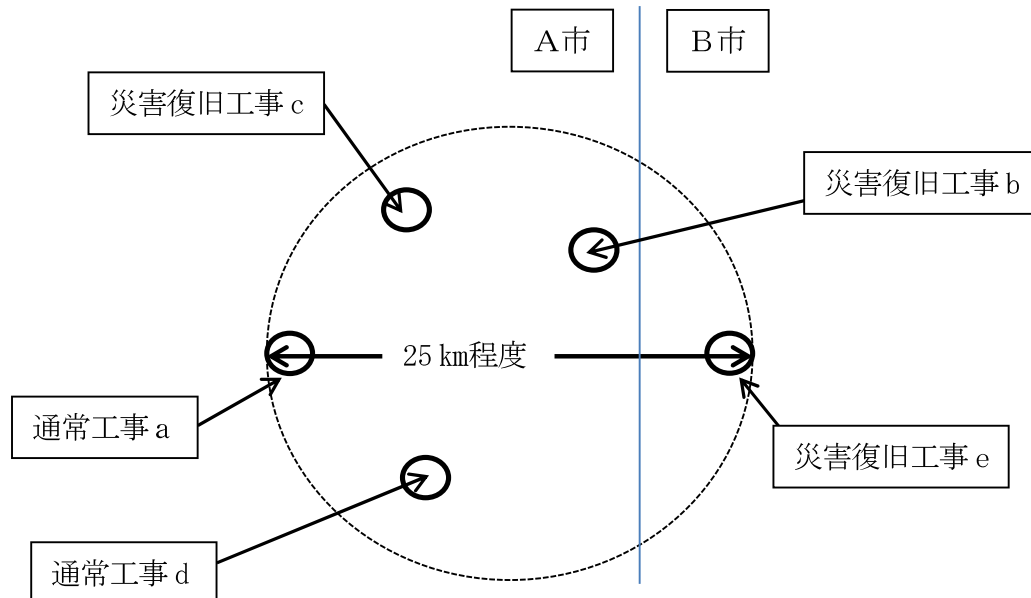
<参考>

◆災害復旧工事の対象とする事業の例示

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- (2) 公立学校施設の災害復旧事業
- (3) 公営住宅等の災害復旧事業
- (4) 堆積土砂の排除事業
- (5) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- (6) 水道施設の災害復旧事業
- (7) 災害関連緊急事業

※ 従前の取扱いのとおり、過年発生災害や今後発生する災害も対象とする。

◆距離制限のイメージ図



管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

令和 5 年 3 月 31 日

土木建築局建設産業課

令和 5 年度事業の円滑な執行を図るため、次のとおり取り扱うこととしました。

1 専任及び兼務制限緩和の取扱い

管理技術者の専任及び兼務制限について、当初契約時点では『業務分野別金額が 500 万円未満で兼務制限がない場合（以下「兼務制限なし」という。）』又は『500 万円以上 3,500 万円未満で兼務制限配置させた場合（以下「兼務制限」という。）』には、その後の変更において『業務分野別金額が 3,500 万円以上で専任（以下「専任」という。）』になっても、**「専任」に変更せず「兼務制限」とする。**

なお、変更契約により、新たな業務分野を契約した場合は、上記「当初契約時点」を「新たな業務分野を契約した時点」とする。

（※色々なケースが想定されるため、別紙資料「管理技術者の兼務が想定される事例」を作成しましたので事務の参考としてください。）

	契約金額(業務分野別)	専任	兼務制限
「専任」	3,500 万円以上	必要	兼務不可※
「兼務制限」	500 万円以上 3,500 万円未満	不要	当該業務の外に 5 件以上（500 万円以上 3,500 万円未満の業務）兼務しないこと※
「兼務制限なし」	500 万円未満	不要	兼務制限なし

※ 技術士は当該業務分野の外に 10 件以上又は業務分野別金額の総額が 5 億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。この場合の業務分野別金額は変更後の金額で判断する。

2 対象期間等

- （1）令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに変更契約する業務
- （2）上記（1）を適用した測量・建設コンサルタント等業務に限り、対象期間終了後についても 1 の緩和措置を適用できるものとする。

【管理技術者の兼務が想定される事例】

◎ケース 1（業務分野別金額の増額）

測量業務分野

金額が 2,550 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 550 万円から 350 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務	
当初契約	3,100 万円	2,550 万円	兼務制限	550 万円	兼務制限
変更契約	3,950 万円	3,600 万円	兼務制限	350 万円	なし

な し…兼務制限なし
 兼務制限…一定の条件のもと兼務可能
 専 任…兼務不可
 ※特例を適用した箇所は太枠

◎ケース 2（業務分野別金額の増額 ＋新規業務分野の追加）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 3,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 500 万円未満のため制限なし。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

金額が 3,000 万円から 1,250 万円に減額だが、価格帯により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 1,500 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 100 万円から 600 万円に増額のため、兼務制限。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	4,500 万円	3,000 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限	—	—
第 1 回変更	5,200 万円	3,600 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限	100 万円	なし
第 2 回変更	5,450 万円	1,250 万円	兼務制限	3,600 万円	兼務制限	600 万円	兼務制限

◎ケース 3（業務分野別金額の減額）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 3,800 万円から 2,400 万円に減額のため、兼務制限。

設計業務分野

金額が 2,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 600 万円のため、兼務制限。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

3,800 万円から 3,700 万円に減額で、第一回変更時において兼務制限に変更しているが、当初契約の業務分野別の金額が専任の金額帯のため、第 2 回変更時には、専任。

設計業務分野

金額が 3,600 万円から 2,800 万円に減額だが、金額帯により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 600 万円から 200 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	5,800 万円	3,800 万円	専任	2,000 万円	兼務制限	—	—
第 1 回変更	6,600 万円	2,400 万円	兼務制限	3,600 万円	兼務制限	600 万円	兼務制限
第 2 回変更	6,700 万円	3,700 万円	専任	2,800 万円	兼務制限	200 万円	なし

業務の円滑に進めるためのその他取組について（令和5年度継続）

次の取組については、令和5年度も継続しています。詳細は、「広島県の調達情報」のお知らせからご確認ください。

日付	タイトル
令和5年3月30日	災害復旧工事に係る工事費内訳書の簡略化の延長について
令和3年12月22日	部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱い（対象工事の拡大）について
令和3年10月1日	災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について【農林水産局】
令和3年9月30日	災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について【土木建築局】
令和3年4月2日	県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いの緩和について
令和2年10月12日	成績評定対象外工事における検査書類の簡素化の試行開始について
令和2年4月1日	災害復旧工事等に伴う検査及び工事成績評定の取扱いについて
令和2年2月17日	「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について
令和元年7月31日	コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について
平成31年3月29日	レディーミクストコンクリートの承諾事務手続きの変更について

【掲載先：広島県の調達情報】

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

広島県の調達情報のトップページ

[illegible]

土木建築局所管の土木工事に係る
検査等の基本方針について

土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について

土木建築局
(技術企画課)

1 専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。

- 請負代金額 1 億円以上の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円以上）の完成検査及び中間検査は技術企画課の参事（工事検査担当）が実施する。
- 請負代金額 1 億円未満の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円未満）の完成検査及び中間検査は、各建設事務所（支所）又は広島港湾振興事務所の参事（工事検査担当）が実施する。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず技術企画課の参事（工事検査担当）が検査を行うこととする。

2 適正な施工体制の確認

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

3 品質確保のための検査体制の強化

次のいずれかに該当する工事にあつては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、複数の参事（工事検査担当）での、中間検査及び完成検査を実施する。

- 請負代金額 5 億円以上の工事
- 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱の第 7 条第 1 項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表[※]）を行うこととする。

※）公表の内容

土木建築局所管の請負代金額 500 万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評価点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。

施工体制点検等について

施工体制点検等について

1 取組の内容

広島県では、「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）」の施行等を受け、平成 13 年度から予告なく工事現場等に立ち入り、不良・不適格業者の排除の徹底、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などを目的とした県独自の施工体制等立入り点検を実施し、県工事の適切な施工の確保に努めている。

また平成 14 年度からは、国土交通省を始め、都道府県・政令市及び公共工事発注機関が連携し「施工体制に関する全国一斉点検」を、全国一斉に実施している。

2 実施結果

(1) 令和 4 年度県独自の施工体制等立入り点検の実施結果

- ①実施件数 100 件
- ②主な指摘事項
 - ・技術者名札未着用
 - ・再下請通知関連の掲示不備
 - ・施工体制台帳添付書類の不備

(2) 令和 4 年度施工体制に関する全国一斉点検の実施結果

- ①実施件数 115 件
- ②主な指摘事項
 - ・技術者名札未着用
 - ・再下請通知関連の掲示不備
 - ・施工体制台帳添付書類の不備

3 今後の方針

令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度においても立入り点検を実施する。各点検の方針については、次のとおりとする。

(1) 施工体制等立入り点検

令和 4 年度の立入り点検の結果を踏まえ、引き続き予告なく現場に立ち入り、施工体制の状況や、事務的整理の状況について点検を行うことにより、適切な施工体制での工事実施による、工事目的物の更なる品質確保に向けた取組みの強化を図ることとする。

(2) 全国一斉点検

発注者間の情報交換を行い、公共工事全体で適正な施工体制の確保が図れるよう、引き続き全国一斉点検を実施していくこととする。

**優良建設工事等表彰における
令和6年度表彰の要件について**

優良建設工事等表彰における令和6年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和5年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和6年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術の活用	—	・表彰対象工事における女性技術者による施工

※1 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）

1 技術向上分野

○ICT活用工事または簡易型ICT活用工事の実施

（1）共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
 - ・本県が定めた「ICT活用工事試行要領」に基づく、全ての段階でICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を実施した場合は1点、ICT施工技術を部分的に活用することができる「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は0.5点加点する。
- なお、「ICT活用工事」「簡易型ICT活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ I C T活用工事又は簡易型 I C T活用工事を実施したことが確認できる検査結果通知書

(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)

- ・ 工種の着手前の施工計画書該当ページ (写) (表紙, 計画工程表, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画, 起工測量に関する内容等) 及び工事打合せ簿 (写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (各段階で 2, 3 枚程度), データ抜粋等

○広島県建設分野の革新技術活用制度[※]の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・ 表彰対象工事において活用したもの。
- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用した場合, 施工数量や施工金額を問わず, 2 点加点する (複数の登録技術を活用した場合も最大 2 点)。
なお, 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を設計計上しているかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用したことが確認できる検査結果通知書

(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)

- ・ 施工計画書該当ページ (写) (表紙, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画等) 及び工事打合せ簿 (写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (2, 3 枚程度), データ抜粋等

※広島県建設分野の革新技術活用制度：

令和 4 年 4 月 19 日付けで広島県長寿命化技術活用制度を広島県建設分野の革新技術活用制度に改正した。革新技術活用制度の技術の登録は, 令和 4 年 10 月から開始しており, それまでの期間は, 広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を加点対象とする。

2 地域維持分野

○地域維持業務の実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、昼夜問わず緊急対応が必要な広島県発注の地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）を履行した場合（履行期間に優良建設工事の引渡年度が含まれる）、表彰対象工事すべてを対象として1点加点する（複数工事が表彰対象の場合、それぞれの工事に加点する）。

(2) 提出書類

- ・最新の契約書（写）（表紙、業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2，3枚程度）

3 持続可能分野

○週休2日の完全実施または4週6休以上4週8休未満の実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日モデル工事により設計変更したかどうかは問わない。

イ 各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、4週8休相当以上（休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（休日率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。

(2) 提出書類

- ・4週8休相当以上又は4週6休以上4週8休未満を達成したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・（1）アの場合、工事着手までに発注者に提出した休日取得計画表及び工事打合せ（写）
- ・（1）アの場合、実績を記入した休日取得計画表及び工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施を発注者へ申し出を行った工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休2日交替制モデル工事様式）
- ・休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の写し

○建設キャリアアップシステムの活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、建設現場に建設キャリアアップシステムのカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「建設キャリアアップシステムの活用」をした場合に 0.5 点加点する。

(2) 提出書類

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者 I D 通知の写し等）
- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2，3 枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿、施工体制台帳等、システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか 1 点）

○工事着手時 40 歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点し、工事着手時 40 歳以下の技術者による施工をした場合は 1 点、女性技術者による施工をした場合は 2 点加点する（1 工事最大 3 点）。
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

(2) 提出書類

- ・各技術者を配置したことが確認できる検査結果通知書
（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し

①健康保険証

②マイナンバーカード

③パスポート

④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について

工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について

技術企画課
建設DX担当

1 趣旨

工事及び業務の生産性向上の実現に向け、ICT活用工事の拡大等の取組を進める。

2 取組内容

(1) ICT活用工事の拡大について【再掲】

ア 対象工事の拡大

土工，舗装工，河川浚渫及び舗装工（修繕工）は，発注者指定型及び発注者指定（簡易）型の対象工事を拡大する。また，CIMモデルの業務成果があるものは，原則，発注者指定型で発注する。

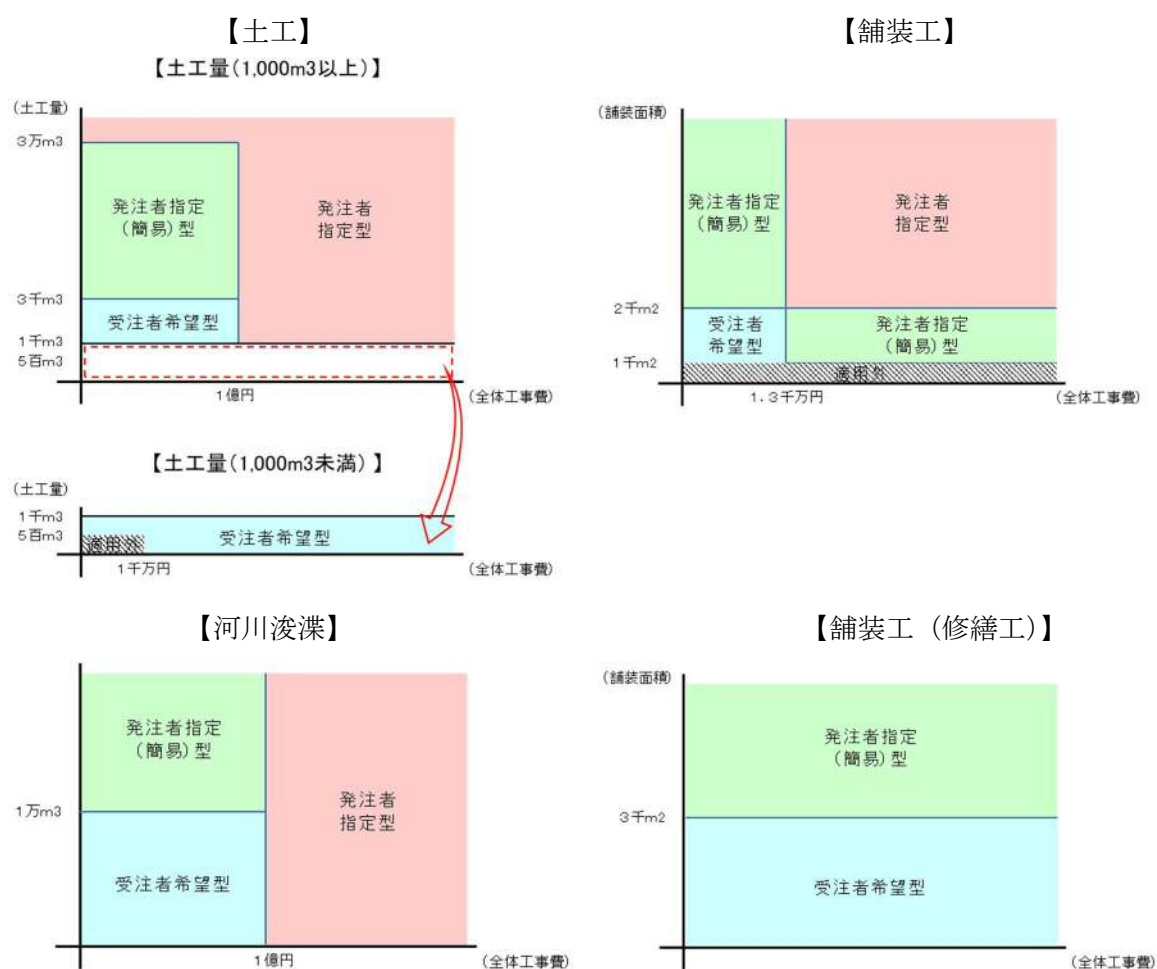


図 発注型式イメージ

イ 適用工種の拡大

次のとおり適用工種を拡大する。

適用工種
土工（すべての施工規模），舗装工，河川浚渫，作業土工（床掘），付帯構造物設置工，法面工，地盤改良工，舗装工（修繕工）（ <u>切削オーバーレイ工</u> ， <u>路面切削工</u> ），構造物工（橋脚・橋台，橋梁上部， <u>基礎工</u> ， <u>擁壁工</u> ）

※ 下線部は，追加・拡大する工種

(2) **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大について【再掲】**

ア C I M推進モデル業務

(7) **土工の3次元設計業務**

I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね 1,000m³ 以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注する。

(4) **C I M活用業務**

橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額 2千万円以上の業務を『発注者指定型』、2千万円未満を『受注者希望型』で発注し、設計業務件数の3割の実施を目指す。

イ C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、『発注者指定型』で発注する。

(3) **現場施工の効率化**

設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化を図るため、設計段階においてコンクリート構造物の比較案にプレキャスト工法等を加えるとともに、施工段階においてもプレキャスト製品を使用する等の取組を推進する。

(4) **遠隔臨場やW e b会議システム等の活用**

受発注者双方の業務効率化等を図ることを目的として、次の取組を推進する。

ア 遠隔臨場

土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として、受注者が希望する場合には、遠隔臨場を実施できることとしている。

～建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（令和3年9月22日制定）～

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/enkaku.pdf>

イ W e b会議システム等の活用

土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として、W e b会議システム等を活用した検査及び打合せを推進する。

**広島県建設分野の革新技術活用制度の
登録技術の活用について**

広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について

1 広島県建設分野の革新技術活用制度について

広島県では、建設分野における担い手不足などの様々な課題に対応するため、広島県建設分野の革新技術活用制度を令和4年4月に創設[※]し、施設の長寿命化技術に加え、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術の登録・活用を推進しています（制度の概要は別紙リーフレットのとおりに）。

本制度では、現在 **123 技術** を登録しており、登録技術の概要は広島県HPで公表しています。

※広島県長寿命化技術活用制度より改正

<登録状況一覧（登録区分別）>

主部門	区分3 (うち推奨技術)	区分2	区分1	登録数 (R5年4月時点)
長寿命化	49(20)	13	—	62(20)
効率化	39(27)	8	—	47(27)
高度化	8(2)	4	2	14(2)
合計	96(49)	25	2	123(49)

<登録技術の概要>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/summary-of-the-technology.html>



2 登録技術の活用にあたって

<建設コンサルタント関係>

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めていますので、**登録技術を比較検討の対象**としてください。

【設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県 第1209条（抜粋）】

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

<建設工事関係>

工事の総合評価落札方式において、**過去2年間**に登録技術の活用実績がある場合、評価項目として**1点加点**します。また、**優良建設工事等表彰**において、県が引渡しを受けた工事で登録技術を活用した場合、**2点加点**します。

⇒引き続き、現場の適用条件等を考慮した上で、**登録技術の積極的な活用**をお願いします。

本制度では、
広島県建設分野の革新技術チャンネル
を運営しています！

制度の概要や登録技術の紹介動画を
公開していますので、ぜひご覧ください！



QRコード (YouTube)
でアクセス

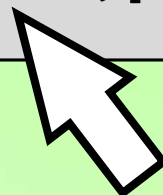


または

YouTube上で

広島県 革新技術

検 索



革新技術求む

申請から活用までの流れ

問い合わせ・相談 (初時)

STEP 1
本制度への質問や技術相談などお気軽に、お問い合わせ・ご相談ください。

広島県土木建築局 技術企画課 企画調査グループ
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
TEL:082-513-3859(直通)
E-mail:dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

登録申請 (初時)

STEP 2
広島県電子申請システムにより提出してください。

https://skantan.jp/pref/hiroshima-u/offer/offerDetail_init?displayaction?tempSeq=9511&accessFrom=



審査 (年2回)

STEP 3
申請された技術について「革新技術検討委員会」において意見を聴取し、その後、審査会にて審査を行います。(区分1～3に評価)

登録 (年2回)

STEP 4
「広島県建設分野の革新技術登録簿」に登録日から3年を経過する日の属する末日まで登録します。(推奨技術は、登録期間を3年から5年に延長します。)

活用

STEP 5
広島県の公共事業で活用を推進していきます。
また、実証フィールドの提供など技術の改良に向けた支援を行います。

広島県土木建築局 技術企画課

本制度の詳細については、広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsuibunyanokakushingijutsu.html>



令和4年4月作成

広島県 建設分野の 革新技術活用制度

公共土木施設の
「長寿命化・効率化・高度化」に
資する「技術」を募集



道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

広島県土木建築局

建設分野の革新技術を募集

広島県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されており、老朽化する施設の数が加速度的に増加することが見込まれています。また、人口減少、少子化・高齢化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。ことから、広島県では施設化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。効率化・高度化に向け、「広島県長寿命化技術活用制度」を「広島県建設分野の革新技術活用制度」に改正しました。

募集対象技術

公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階における、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術
●対象施設
道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

長寿命化部門

対象技術 ライフサイクルコストの削減など、施設の長寿命化に資する技術
●対象例
●高強度で高耐久性のプレキャスト製品
●耐震性能を向上したプレキャスト製品
●高耐久性の構造物を構築する材料・工法
●コンクリート構造物の劣化防衛工法
●乾式収付を使用した耐震補強工法
●鋼構造物の防錆性や耐塩害性等の向上を可能にした防腐塗装 など



効率化部門

対象技術 建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術
●対象例
●プレキャスト化技術を活用して砂防ダムや橋梁等の構造物を構築する技術
●3次元データを活用して施設の変状を把握する技術
●UAVを活用して施設点検を行う技術
●建設機械の無人化施工や自動施工を支える技術
●従来よりも現地作業を効率化するプレキャスト製品・工法
●3Dプリンターを活用して構造物を製造する技術 など



高度化部門

対象技術 施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術
●対象例
●カメラ画像等をAIにより解析する技術
●3次元データ等を活用してAIが構造物を自動的に設計する技術
●蓄積された振動などのセンサーデータを分析し、構造物の劣化予測を行う技術
●センサーデータを活用した漏水・破損警報等の施設運用技術
●カーボニューラルの推進に向けた、建設への員向を低減する工法・製品 など



申請事業者

県内事業者
広島県内に、本社・本店・支社・営業所のいずれか又は生産拠がある民間事業者等
県外事業者
県内事業者以外で以下の技術を有する民間事業者等
●国土交通省の「新技術創出推進プログラム」の実施要綱に規定されている技術
●（一財）日本建設規格センターの「新技術審査要綱」の発行を受けた技術
●国及び都道府県、法人税別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業は施行規則第18条に掲げる法人のいずれかの技術的要素を受けた技術

登録要件

- ①公共事業に活用できるもの
- ②原則として単価設定が可能なもの
- ③技術の成立性が認められるもの
- ④公共事業への適用性が認められるもの
- ⑤当該技術の効果が従来技術に比べ同程度以上であるもの

登録区分

登録期間

登録期間

区分3 活用促進を図る技術
区分2 技術の試行により効果を確認することが必要な技術
区分1 活用するには更なる開発または改良が必要な技術



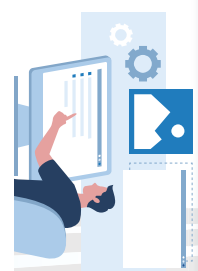
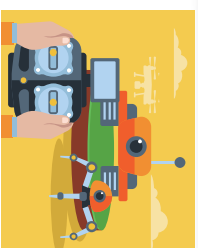
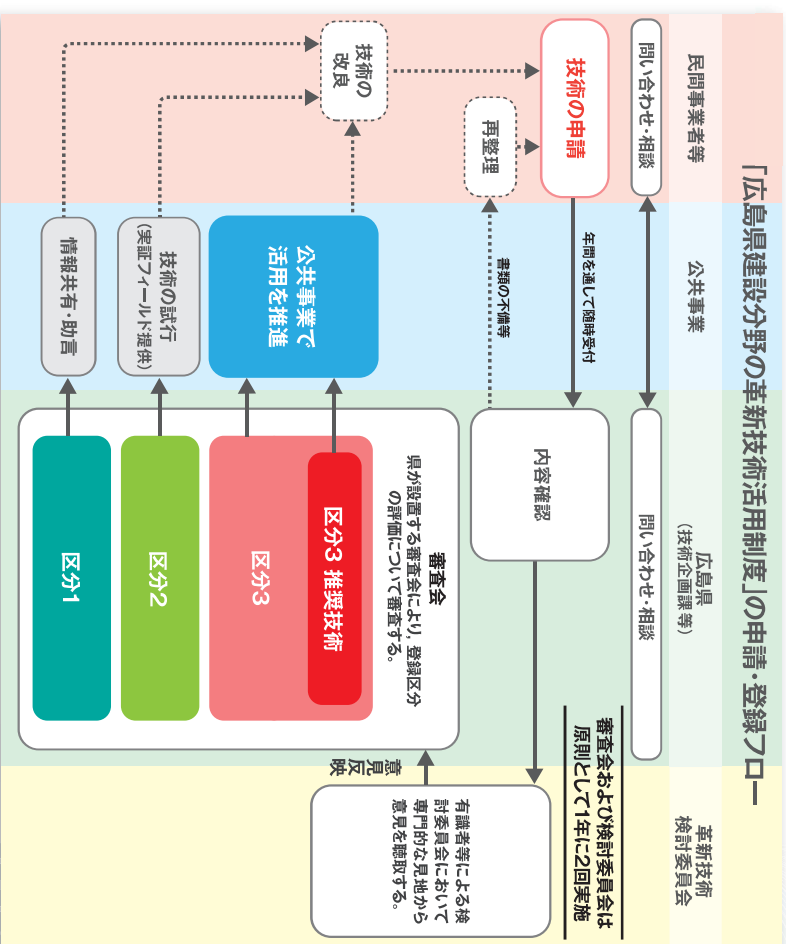
登録日から3年を経過する日の属する年度の末日まで

●区分3と審査した技術のうち、特に活用効果が優れる技術は、「広島県建設分野の革新技術（推奨技術）」として認定し、登録期間を3年から5年に延長します。



「革新技術」登録のメリット！

- 区分3に登録した技術は、登録技術の情報や実績等について広島県のホームページで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、広島県の公共事業での活用を推進します。
- 区分3に登録した技術には、広島県が主催する革新技術発表会において登録技術の内容を発表する機会を提供します。
- 区分2に登録した技術には、実証フィールドを提供します。
- 区分1に登録した技術には、技術の開発・改良に関する情報共有・助言を行います。



大規模災害時の協力建設事業者登録制度について

大規模災害時の協力建設事業者登録制度

協力して頂ける建設事業者を令和5年度も募集します！

～皆様の“熱意と支援”が必要です～

■登録制度の目的

大規模災害時には、県民の安全の確保及び社会経済活動の回復に向け、迅速に応急工事等を実施する必要があり、**地域の建設事業者の皆様の協力が不可欠**です。

この登録制度は、大規模災害時に公共土木施設の被災や土砂災害等が多発し、その地域内の建設事業者だけでは対応が困難な場合に備え、応急工事等の対応が可能な建設事業者を登録しておくことで、公共土木施設の早期復旧に向けた体制づくりを確保するものです。

■募集内容

①登録要件

次の全ての要件に満たす建設事業者の方を対象

- ・広島県の建設工事等入札参加資格を有する者
- ・土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者
- ・広島県内に本店又は支店等を有する者
- ・災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

②申請内容

活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材 等

③申請方法

広島県のホームページから広島県電子申請システムにより申請

④申請期間

令和5年3月17日（金） から ~~令和5年4月28日（金）~~ まで
令和5年5月26日（金）まで（期間延伸）

⑤登録の有効期間

令和5年6月1日（木） から 令和6年5月31日（金）まで

■登録されると

- ①応急工事等に要した費用は、他地域での活動に要する旅費等を含め県が負担します。
- ②協力建設事業者として登録された場合、広島県の建設工事等の入札参加資格認定や、経営事項審査における「防災協定の締結の有無」において加点対象となります。

本制度の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokukensetsujigyosha.html>

 広島県土木建築局 技術企画課



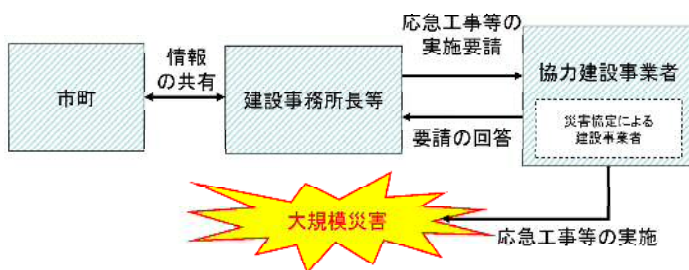
■ 応急工事等の事例



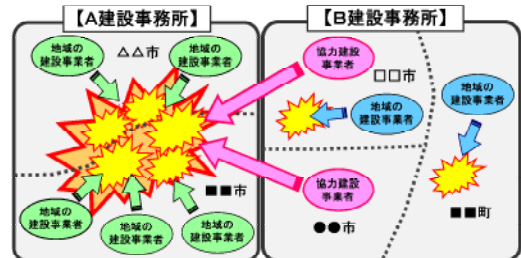
■ Q & A

【Q 1】 いつ、どのように実施する事になるの...

【A 1】 例えば、平成30年7月豪雨災害などのような大規模災害時において、地域内の建設事業者だけでは応急対応等が困難な場合に、活動可能な地域を登録している建設事業者の方に応急工事等の実施を要請します。



大規模災害時のイメージ
(被災箇所が極めて多く、地域内の建設事業者では対応が困難な場合、登録制度等に基づき対応)



【Q 2】 活動する内容は...

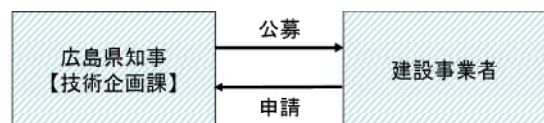
【A 2】 公共土木施設等に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所等が緊急に実施する必要があると認める工事を想定しています。

(例) 道路啓開、土砂災害による崩土や流木の撤去、大型土のうの設置、仮排水など

【Q 3】 どのような事を事前に登録する必要があるの...

【A 3】 大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を迅速に対応することが求められることから、事前に活動が可能な地域を市町単位（広島市は区単位）や保有する建設資機材、連絡系統などの登録をお願いします。

(詳細は、県ホームページで確認ください)



【Q 4】 他地域の応急工事に対応した場合の費用負担は...

【A 4】 遠隔地から他地域での活動に要する労働者（旅費を含む）や建設資機材などの費用は、県の基準に基づき県が負担します。

■ お問い合わせ先

登録制度へのご質問などは、お気軽にお問い合わせください。

広島県土木建築局技術企画課 事業調整グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3853（直通）

E-mail：dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

広島県アダプト制度について

広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じてわが子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

(1) マイロード・システム（認定団体数 729 団体：令和 4 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をマイロード団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草、その他道路環境を改善する活動を行う団体、企業、個人などであること。

(2) ラブリバー制度（認定団体数 466 団体：令和 4 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃、美化等を行う団体、企業、個人をラブリバー団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草、その他河川環境を改善する活動を行う団体、企業、個人などであること。

3 行政の支援内容

(1) 県の支援内容

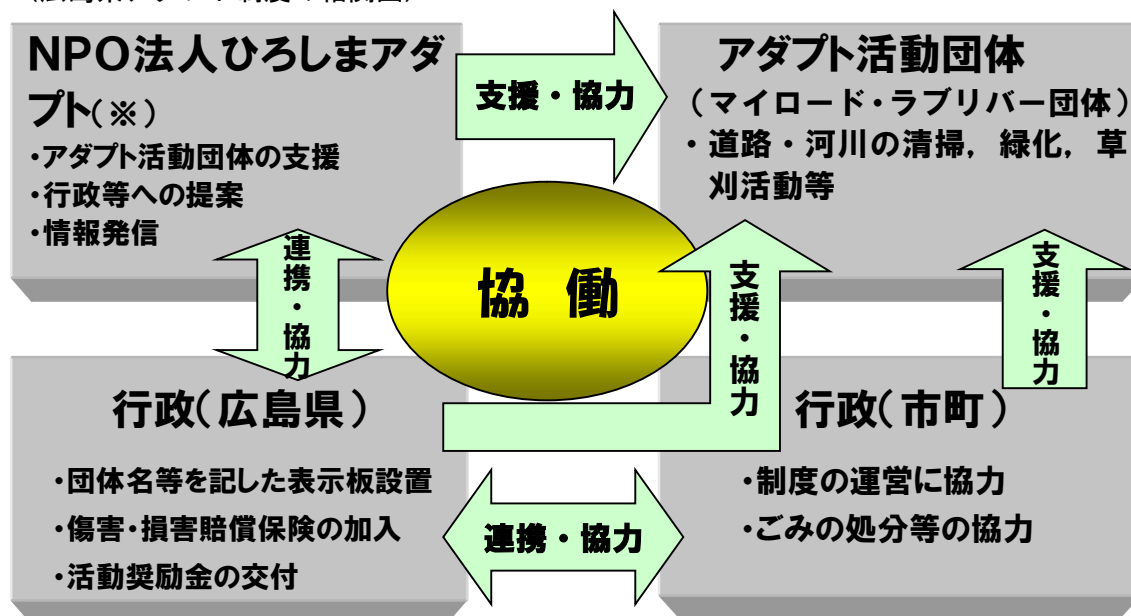
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

（令和 3 年度実績：476 団体、奨励金総額 ， 18,297 千円）

(2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相關図)



※県内のアダプト活動の推進・支援等を目的に、行政と民間の中間支援組織として設立されたNPO法人。

(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 Tel (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所(支所)へ

広島県西部建設事務所 管理第一課 Tel (082) 250-8150

管理第二課 Tel (082) 250-8157

広島県西部建設事務所呉支所 管理課 Tel (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 Tel (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課 Tel (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所 管理課 Tel (082) 422-6911

広島県東部建設事務所 管理課 Tel (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所 管理課 Tel (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所 管理課 Tel (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所 管理用地課 Tel (0824) 72-2015

入札参加資格（追加申請）の随時受付について

入札参加資格（追加申請）の随時受付について

令和５・６年度入札参加資格の追加申請については、次のとおり随時受付を行っております。

１ 申請方法

広島県及び県内市町（広島市を除く。以下同じ。）が共同して運用する電子入札等システムによって、インターネットを利用した申請（電子申請）を行ってください。

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応した IC カードを利用していただく必要があるほか、IC カードがなくとも、「商号又は名称」と「利用者登録番号」により利用することができます。

利用者基本規約等をよく確認していただくとともに、「利用者登録番号」を持っていない場合は、利用開始申請書の提出とブラウザの設定が必要です。（既に、電子入札・電子申請をご利用の方は必要ありません。）

２ 申請期間等

（１） 申請期間

令和５年４月３日（月）～令和６年９月１７日（火）（９：００～１７：００）（土・日・祝祭日を除く）

（２） 添付書類の到達期限（広島県）

申請後速やかに提出。ただし、令和６年９月１７日（火）まで。

（３） 認定時期（広島県）

前々月１５日まで受付分を各月１日頃（初回認定日は令和５年７月１日頃）

※ 各月の１５日が閉庁日の場合は、その翌開庁日

※ 県内市町の認定時期等の取扱いについては、「広島県の調達情報」に掲載しております。

[nintei_ichiran.pdf \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.hiroshima.lg.jp/nintei_ichiran.pdf)

（４） 申請の手引き等

申請の手引き、様式等は「広島県の調達情報」に掲載しております。

トップページ＞ 入札参加資格＞ 入札参加資格申請等

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

令和5年度建設技術者等雇用助成事業について

令和5年度 建設技術者等雇用助成事業 のご案内

県民の安全安心を守るための防災減災対策推進のため、県内建設業者において工事を着実に実施していけるよう不足している建設技術者等の確保するため、助成金を支給します。

年間総支給額	助成対象期間	支給単位
60万円 (50万円)	最長1年間 令和7年3月実績まで	3か月毎

※()は中小企業(資本金もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者300人以下の企業)以外の企業に対する支給額です。

○申請できる建設業者

以下の条件を満たすことが必要です。

- 1 広島県の入札参加資格において、土木一式又はとび・土工・コンクリートの認定を受けていること。
- 2 主たる営業所を県内に有すること。
- 3 助成金支給のための要件を満たす労働者を1年以上継続して雇用する意思があること。
- 4 県税の滞納がないこと。

○助成対象となる技術者等

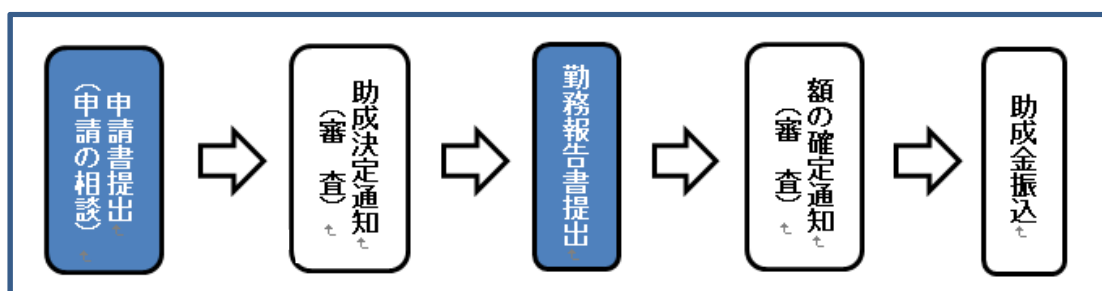
雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
- 2 住所に応じて、次のいずれかに該当すること。(いずれの場合も新規学校卒業者を除く。)
 - (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県外に継続して住所を有していた者で、かつ、申請者に雇用されることを目的に、広島県に転入をしたこと。ただし、転入することなく、雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
 - (2) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内に継続して住所を有していた者で、かつ、建設業以外の業種から転職又は就職し、申請者に雇用されること。
- 3 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。ただし、満年齢60歳以上の者については、厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。
- 4 次のいずれかの資格を有していること。
 - (1) 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件を満たす者
 - (2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者(雇入れ日から6か月以内に取得する者を含む。)
- 5 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があること。
- 6 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに雇用された技術者が対象

○手続きの流れ(着色部が、申請者が行う手続き) ※申請は雇入れから3か月以内



【参考】

○ 建設技術者等(緊急)雇用助成金事業 支給決定件数

94名(令和5年3月15日現在)

○ こんな技術者等に対して助成金を支給しています。

- ・ 運送業からの転職者(30代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了
- ・ 他県建設業者から転職した一級土木施工管理技士(50代)
- ・ 雇用保険給付期間終了後の採用者(40代)で車両系資格保有者
- ・ 製造業から転職した車両系資格保有者(20代)
- ・ 公務員から転職した一級土木施工管理技士(30代)
- ・ 医療事務を退職し、車両系資格を取得後の採用者(30代)
- ・ 飲食業アルバイトからの転職者(20代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

他業種からの雇入れ等でも、雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより。現場での即戦力として活躍しています。

また、県外居住者であっても、通勤可能である場合は県内への転居が必須ではありません。

【ホームページ】

詳しい手続き方法・必要書類については、広島県ホームページをご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課

> 建設技術者等雇用助成事業について【令和4年度】

アドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/shinjoseikin.html>

QRコード



【問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (広島県庁北館6階)

TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp